

令和4年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和4年 6月 8日(水曜日)

午前 9時30分開議

第10 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	須 河 徹 君
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
企 画 財 政 課 業 務 監	本 庄 朋 美 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福 祉 保 健 課 長 補 佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	荒 沢 直 樹 君
建 設 課 業 務 監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第10、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

3番、山田日出夫君の発言を許します。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

菊池町政4期の成果と課題は。

菊池町長は4期目の最終年度をお務め中であり、この間、本町政史に「菊池町政時代」のページを重ねてきました。

私は一部意見の違いこそあっても、ご努力と実績へ敬意を表したいと率直に思います。

町民の一人、町議会議員として、これまでの菊池町政の歩みについて、現時点における町長ご自身の思いや将来への課題などをお聞きします。

来年以降、ご本人をはじめ、どなたが町長に就任されようとも「菊池町政16年間」が基盤となるので、公の町議会に正式な議事録も残すべきと考えます。

答弁ですべてに触れることは困難ですが、町長が考える主な事項に絞って答弁をお願いいたします。

1、町政の執行にあたり特に重視された主な点は。

2、特に苦勞されたこととその解決方法は。

3、主な事業の成果と課題は。また4期を通した公約の達成度は。

4、現状における未着手の町政課題は。

以上、4点、お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「菊池町政の4期の成果と課題は」について4点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「町政の執行にあたり特に重視された主な点は」についてお尋ねがありました。

平成19年5月に「みんなで創る『訓子府の元気』～できるところからすぐ実行～」「9つの緊急提言と2つの約束」を掲げ、私の町政1期目がスタートし「訓子府の元気、新しい『7つの約束』」を掲げた2期目、「すべての町民にやさしいまちづくり『子どもたちの笑顔が輝く町』」を掲げた3期目、そして4期目は「すべての町民にやさしい町づくり最終章」として与えられる多くの課題に粉骨砕身、身体を張って取り組み、現在もまい進中でございます。

私は、町政を担うにあたりまして、多くの施策を掲げ、そのすべてが重要な施策である

と認識しておりますが、議員から特に重視された主な点というお尋ねでしたので、就任以来一貫して柱として掲げてきた5点に絞って申し上げます。

まず、一つ目が「住民自治の推進」であります。「町民こそが主役」を基本理念として町政を推進してまいりましたが、地方自治の根幹である住民自治は、住民の意思と責任に基づくものであり、またある意味でお任せ民主主義からの脱却への試みでもあり、この推進のため、さまざまな実践を行ってまいりました。

二つ目に「財政健全化」であります。就任当時、国はいわゆる「三位一体改革」により、地方に対する財政の締め付けを強め地方財政は大変厳しい環境にありました。訓子府町も例外ではなく、置戸町との小さな合併を目指していた本町は、平成21年には基金が枯渇し財政破綻が叫ばれ、厳しい財政状況にありましたが、町民と行政の信頼関係をどのようにして取り戻すのか、自立の道を歩み続けるため財政健全化に取り組みました。

三つ目は、産業の振興でございます。農家の皆さんが誇りを持ち、安心して生産に励むことへの支援や地域を支える商工業の振興・発展によるまちづくりを目指しました。

四つ目が、教育、子育て環境の充実です。教育の町訓子府にふさわしい、子育て世帯が子どもを安心して生み育てることができるまちづくりの推進です。

そして、五つ目が、高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域医療、介護、そして保健福祉の充実と推進です。

2点目に「特に苦勞されたこととその解決方法について」のお尋ねがございました。

課題解決には苦勞はつきものですが、苦勞というよりも特に取り組んだ実績のうち「印象」が深かったことをいくつか申し上げますと、私自身の給料の減額をはじめ、副町長を置かないことや職員給与の4%削減などの財政健全化の取り組み、まちづくり推進会議やまちづくり町民参加条例などの町民参加の仕組みづくり、認定こども園の設置、スポーツセンターの建て替え、消防庁舎の建て替え、アート・タウン・プロジェクト、光ファイバ網の確立、そして地域担当職員制度の導入です。

いずれも、多くの町民、関係者の方々から多様なご意見をいただきながら進めてきた事業です。

住民説明会や各関係者との貴重な意見交換などの広聴活動や議会での活発な議論を経て実現させていただいたものですが、これは「解決法」というよりも、すべての方々が多民主主義、そして地方自治の原点を理解され、共に歩んでいただいた結果だと私は思っております。

3点目に「主な事業の成果と課題は。また4期を通した公約の達成過度は」についてお尋ねがございました。

まず、公約の達成度を申し上げますと「おおむね達成できた」と認識しております。

最初に申し上げました五つの重視した点を中心に申し上げますと、住民自治の推進では、10年に及ぶ時間をかけた「訓子府町まちづくり住民参加条例」住民発議も可能となる「まちづくり推進会議条例」を制定するなど自治への参加、参画の制度の条例化ができました。

財政の健全化につきましては、人件費削減をはじめ、町民の皆さまにも多くのご理解とご協力をいただきながら進めさせていただいた財政健全化戦略プランの取り組みを実施しました。

就任当時の平成19年度末の地方債残高は68億6,400万円、基金保有額は19億

7, 400万円、実質公債費率が18.8%であったのに対し、令和2年度末の地方債残高は48億9,100万円、基金保有額は38億6,900万円、実質公債費比率は6.2%と改善しております。

産業の振興では、基幹産業の農業で昭和40年代から続く農業基盤整備事業に平成19年度以降、最盛期で9地区、現在5地区と積極的に取り組み、令和3年度の農業粗生産額が177億円に達するなど、農業の安定化と農業経営力の向上に貢献できたのではないかと考えております。

また、後継者の育成、確保、新規就農者対策など農業の持続性確保にも取り組んでまいりました。

また、商工業振興のため、住環境リフォーム促進事業、新店舗新築、空き店舗活用等を目的とした店舗出店等支援事業や店舗改修事業の実施。

そのほかに町民税1%を活用した町民提案型の地域活性化チャレンジ事業を始めとする各種事業の実施やコロナ禍における数々の経済支援を行ってまいりました。

教育環境の充実や子育て環境では、認定こども園、児童センター、スポーツセンターの建て替え、子育て支援センターの開園、中学生までの医療費無料化、不妊治療費助成、こども園や各学校に支援員等の配置の充実、訓子府高等学校存続に向けた数多くの支援策の実施のほか、コロナ禍における教育環境の整備を実施してまいりました。

高齢者や障がい者への福祉等につきましては、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、きらきら本舗や障がい者グループホーム森の風への支援、静寿園に対する運営にかかる支援、移動確保のため高齢者ハイヤーやバスの運賃補助の実施。

地域医療では、ペットCTなど各種受診費用の助成や町内の医療機関への存置対策、北見赤十字病院との連携強化による地域医療体制の確保などが挙げられます。

また、当然のことながら医療機関と協力し新型コロナウイルスワクチン接種など万全を期して現在も継続し町民の命を守るため取り組んでいるところです。

しかしながら、課題もございます。住民自治の推進では、住民のまちづくり参加を目的とした「まちづくり委員会」設置からはじまり、「住民参画ビジョン検討会議」を経て現在の「まちづくり推進会議」において、多くの意見が交わされてきましたが、行政側の説明に偏る傾向がありました。そのため委員間の対話が増える改善に向け、ようやく方向性が見え始めたところでございます。

また、特別養護老人ホーム静寿園の事業運営も国の介護報酬制度の問題など含め支援のあり方を模索しているところです。

人口減少対策に向けて、移住・定住施策を推進しているところでありますが、町内の住宅施策もあわせて必要になっております。

ほかにも老朽化した公共施設やインフラの維持補修の対応、高齢化の進展に伴う高齢者福祉対策などが課題になってございます。

4点目に「現状における未着手の町政課題は」とのお尋ねがございました。

大きなものを申し上げますと訓子府町中小企業・小規模企業条例に基づく町ぐるみの商店街振興、住民投票条例の制定、そして図書館の建設がでございます。

訓子府町中小企業・小規模企業条例に基づく町ぐるみの商店街振興では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、その支援に注力し、条例に基づく具体的な振興が図れま

せんでした。

住民投票条例につきましては、住民参画ビジョン検討会議において、条例制定を急ぐのではなくて、住民投票に至るまでの問題解決の必要性や制定する場合でも制定過程が大事であるといった意見が出されたことを尊重し条例の制定を見送ってきたところです。

老朽化した図書館の建設は、町民の命を守る防災・災害対策につながる施設や教育の町訓子府、安心して子育てができるまちを目指し、消防庁舎やスポーツセンターの建て替え、認定こども園の建設、児童生活館の建て替え、青少年研修館の建て替えを優先させたことから建設までは至りませんでした。

この他、高校生までの医療費無料化、大学進学希望者の低所得者家庭を対象とした無償の奨学金制度の創設などがございます。

また、在任期間中に一般質問でも出されました性の多様性にかかるパートナー制度の検討、外国人労働者の権利、脱炭素への取り組みといった新たな課題も現れるなど、今日、環境の変化が早く、社会的な課題が複雑さや困難さの度合いを増していることから課題も山積している状況でございます。

現実の社会は常に変化することをあらためて意識し、町民の皆さまの声に耳を傾けると同時に、これまで以上に政策を機動的かつ柔軟に実行していくことの努力と理解が求められていると思っております。

これらの課題に向き合うにあたっては、時には十分に時間をかけ、また、時には迅速性が求められることから非常に厳しい舵取りになるかと思いますが、残された任期中、地方自治の本旨のもと、町政の執行にあたってまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 丁寧な答弁いただきましたのですが、それを受けて再質問させていただきたいと思っております。

4期目の最終年というある意味節目の時期でありますので、菊池町政16年の主な歩みに加え、町長の職務遂行上、孤高の立場としての特異性やご苦労などについても再質問をさせていただきます。

町長しか語れない、ご自身のお言葉でお聞きすることに大変な意義があるかと思っております。この答弁にもありましたように、非常にまとめていただいたけれども、この量があります。だからご答弁にあたっては、特徴的なものについて、絞っていただいて、簡潔にご答弁いただければ大変ありがたいと思っております。

この4期はですね、一言で言えば、私は強い信念で頑張ってきたと思っております。私的には多少強引にも見えた点もあったことはありましたけれども、それは裏を返せば、やり抜く力が人一倍強いお方だなと。そういう印象を持っておりました。さて、町長は答弁にもありましたように、就任以来、総じて町民主役のまちづくりをメインに掲げてこられたと答弁でもありましたし、私もそうだなと思ってきました。特に象徴的なものが町民意見を聞く広聴活動だったのかなと思っております。代表的な施策が触れられていましたが、町民、まちづくり参加条例制定やまちづくり推進委員会の設置だとか、夜間町長室、車座トークなどの取り組みがあり、確かに時代の要請もあったかと思っておりますけれども、これほど広聴に積極姿

勢を見せた町長は私が知っている間ではいなかったような気がします。これらの取り組みで、菊池町政は町民の声をどのように聞いて、開いてますけどもね、どのように聞いてそれをどのように事業につなげていくようにご努力されたか、町長が思い入れの深い事業を一つ挙げてお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一つは、町長は町民に選ばれたんだ。だから自分の思い通りにやれと。こういう意見もありました。確かにそういう一面もありますけども、選ばれたものがすべてかということ、そうではない。町民は白紙委任をした訳ではないと。しかし、町民が負託をするというのは選挙しかないということもありましたので、従来も行われてきた大先輩たちの町政と踏まえて反省してですね、私は最初にスタートしたと思っています。その一つは、訓子府の未来は町民が決めるものだということです。山田議員も課長時代に大変なご苦勞をされたと思いますけども、町民の意思と、あるいは議会の意思とは別に置戸町との合併を当時の町政は突き進みました。西尾試案なる人口1万人以下の町は受付業務しかないんだと。こういう中で平成の合併は突き進んでいった経緯があります。その間、置戸町と事務協定やいろんなことをやってきましたけど、しかし、結果として、訓子府の多くの町民は合併はまかりならないという決断をしました。このギャップ。行政や町長が進めていこうとしていることと町民の意識との乖離、もっと言うと町長や職員に対する不信感。これをどうやって払しょくするかということが私はまずやらなきゃならないことだと思いました。だから町民と向き合う、そしてできるだけ広聴活動を重視しながら町民の声に耳を傾けていくということが最優先課題だというふうに思いました。その時に、平成21年に1年度をもって基金は枯渇して訓子府町は破綻するという、こういうキャッチフレーズのもとに合併が進められました。そのように職員は資料を作ったはずで。私は前町長にまだ一国一城の主を諦めてはならないということを直訴しました。しかしそれは受け入れてもらえませんでした。しかし、やっぱり財政を町民のものであるということ、を原理原則に戻すために職員だけが財政を知っているという状況を克服しなければならない。それは財政健全化プラン、財政再建計画と言った方がいいんでしょうか。本当に21年で破綻するのとか。今の訓子府の財政状況を町民に知ってもらおうと。そのために、大和田一紘という財政学の専門家を招いて3年間町民と職員と議会の皆さんを対象として財政分析講座をしていただきました。このことによって、財政が町民の皆さんが理解できたかどうかというのは分かりませんが、しかし、姿勢として、本来あるべき論を現実的に示した。これは大変な苦勞をしました。

それから、地域担当職員制度です。私は職員が住民に寄り添う。このことがなくして、広聴の原則はないというふうに思っておりましたので、地域担当職員制度を提案しました。多くの職員の人はあまり受け入れられるような状態ではありませんでした。わずかな声だったと思いますけども、呼ばれたら葬式に出なきゃいけないのかと。結婚式出なきゃいけないのかと。時間外は出るのかということが私の方にも耳に入ってまいりました。福島の矢祭町、地域の住んでいるとこで住民票を発行したり、さまざまな展開が当時、小さくても輝く自治体の実践として報告がありました。なぜ、ほかの町にできて、うちの町が職員ができないのかと。こういったことも含めて職員にも元の佐藤町長にも言われました。俺ですらやったことがない職員の身を切ることを君はやるのかと。しかし、私は町民が倒れて

職員だけが生き残るような自治というのは、あり得ないということも含めてやってまいりました。それは今までの町政とは異なる私の、山田議員がおっしゃるように、ある意味では強い信念と確信と、そして突き進んでいく。その背後には大勢の町民の世論が私の背中を押してくれたと思ってなりません。まだまだ不本意なこともたくさんあると思いますけども、そんなことがスタートから大変悩みました。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 質問者にとっても非常に懐かしいテーマに触れられたなと思って今、お聞きしておりました。町長がそのように町民の意思と言いますかね、非常に重視されて町政にあたられた。それを今も再確認するように強調されている訳であります。広聴活動というのは非常に難しいものでありまして、十分徹底したと思っても、なかなか浸透するものではないことは私も経験して知っております。チラシを全戸配布したとしても目にする人は一部、さらに理解してくれる人は一部、理解の程度はさまざま。会合を持って、答弁でもありましたけども、一部説明に偏ったというような反省もおありのようですが、集めてくる人も一部、先ほどのチラシと同じようなことが起きる訳です。ただ、会合を持つと生の声が聞けるという点では非常に大事になってきます。一番僕は大事だと思うのは、何かをやろうとするときには、早く起動してさまざまな手法を使って広聴、広報をしていただくということが大事だと思うんですね。これ口では簡単です。でもなかなか、この絞り込む時点でかなり時間がかかります。でもそこも事業の着手までの取り組みこそが町長が盛んに気にされている意を払ってきたという町民主役という民主主義ということだと思うんですね。それで、町長は一生懸命やってきたということで、私はそれはもう認めておりますけども、いろいろな事業の中においてはですね、これがなかなかやったけども、なかなか浸透しないで今に尾を引いているような事業は果たしてないのでしょうか。町長、反省のところで何点か述べられてましたけども、事業のそのものについての将来に向けた課題ということについては、言及なかったように私お聞きしたんですけども、大きないろいろな事業の中で将来に課題を残してませんか。ちょっとその認識だけをお聞きしておきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に悩んだことがあります。われわれが町民に「どうしたらいいですか」という問いかけが本当にいいのかどうか。「僕はこうしたいから、皆さんの意見を聞きたい」というふうに私は、そういう提案の仕方を心がけてきました。最終的に多数決とる訳じゃないんですけども、町民がこれが良いよと言ったことが果たして正しいかどうか。私はある意味ではポピュリズムの限界ということを世界的ないろんな運動の中でも見てみましたけれども、私自身が何を考えて何をしようとしているかということをしてどれだけ多く町民の方に理解してもらおうかということをして大事にしてきました。性格的に気持ち的にも例えば自転車に乗って、1軒、1軒を尋ねた時代もあります。しかし、それは物理的にも無理になってきました。と考えると、それともう一つですね、悩むのは私を応援してくれた人、応援してくれなかった人を一つにしていくということはもちろんです。しかし、応援してくれた人が離れていく。これは政治家として大変嫌なことであります。友情が失われていく。しかしこれは最善の努力しながらも耐えなければなりません。こういったことが16年間の中には多々あります。しかし、私からその人を切り離すとか拒絶す

るということはありませんでした。そんなことを一般の職員時代と政治家としての町長の立場の厳しさということを経験することができました。

さて、将来に課題として、もうおそらくこれから私がやるにしても次の人がやるにしても課題はその時代、時代に次から次へと起きてくると思います。人口減少社会に対するうんぬん、これは全国的な傾向です。私は高知県の大川村に行った話もちょっとさせていただきました。議員の余湖議員や谷口議員も一緒に、仁木議員も3人で行って来ました。三百数十人の村がここまで覚悟を決めてやるのかということを考えてみるとわれわれは町長も議会も町を残しながらもどうやって可能性をさらに広げていくのかということに鋭意努力していかなければならないと思います。学校、居武士小学校からも厳しく統合の意見があがってまいりました。私は「私が町長のうちは統合はしません」と。教育のスタート地点である居武士の学校を私の手で統合するということは耐えられないということもありましたけれども、しかし、令和10年には子どもが激減する状況です。この時に私は、言いませんけど、居武士小学校の将来、訓子府小学校の小学校教育や中学校の未来を提案しなきゃならない時がくるというふうに自覚していますので、学校の建て替えの問題もそうです。そしてまた、今日、大変厳しい、昨日、今日と道教育委員会のむかわ町の穂別高校の募集停止や、あるいは留辺蘂高校のうんぬんから考えると訓子府高校の未来も非常に暗雲を極めてると。こういうことをあげていくと私が体を張って町民の皆さまとともにやっていかなきゃならない課題というのは、その時代、時代、必ずまた大きな課題として起きてくるのではないかなというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） そのとおりだと思いますけども、私が聞いたのは、町長がされてきた事業の中で将来に課題を残している事業はないのかって聞いたつもりなんですけども、質問の仕方がへたなのか、町長の答弁が巧みなのか分かりませんが、後でまた触れたいと思います。

ちょっと視点を変えまして、町長と議会というのは、もうくどくど言うまでもなく、二元性の中で公職選挙を経た11人が、町長1人と議員10人です。このほかにいません。地方自治制度上。提案者と審議する側ということで向かい合っておりますが、町長は町民への広報公聴に力を入れるあまりと私は理解していますけども、政策を作る過程において、町民やいろいろ各種委員会の意見を聞くことは大変結構なことだと思います。いったん成案ができた時点で議会に説明したりする前に、これらの機関というかステップに先に説明したりですね、議員が知らないことがもう歩き出してるということはないかなと思います。私は何かちょっと気になった時もあったし、町民の方でそういう意見を言われている人がいました。これらの方はかなり行政に対して注目されている方々だと思って、私も感心しましたが、もしそういうようなことが過去にあったとしたら、これからは議会軽視ともとられるような、このようなことがないように努めていただけますか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 山田議員がおっしゃったように、まさに議会、立法府と執行部の二元性というのは地方自治の要であります。同時にまた憲法で言っている90条から93条までの位置付けからしてもまったくそのとおりです。私はその点いくと議会というのは最終的に意思決定をする場だというふうに思っています。その間に、例えば、まちづくり

推進会議で来年度はどんな事業をやろうとしているかということも含めて説明をし、意見を求めて、それを確かなものにして議員協議会やいろんなところに説明をして、そして本会議に提案するというをかなり自分に言い聞かせながらやってきたように思います。ただもう1点あります。例えば医療費の無料化を私はしたいと思います。これはまだ議会にも提案していないのにどうなんだというのがあります。マスコミに先に言うのがいいのか、でも私は違います。議会に提案するのは、物事を決める時です。それ以前の私自身の発議というのはマスコミに対しても住民に対しても積極的に展開するという指針を持っています。岸田内閣が新しい資本主義、議会のまったく許可も得ないで、そして防衛費を2%に上げるとかって執行者はそういうことやる訳です。それがすべてだと私は思いませんけれども、少なくとも住民にはできるだけ早く本当のことを町長の考え方を思い伝えるということが大事な一面だというふうに執行者としての責任だというふうに思っていますから、議会軽視というふうに思われるかもしれませんが、私はそうではないと。そこに執行部の町長と議会の立場の違いというのは明確だというふうに思っています。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 考えはよく分かったし、そういうことだろうと思って質問をしています。ちょっと私の意見と違うのは、ここにこだわることはないんですけども、成案ができるまでは町長の言うとおりでと思います。町長1人が決めて職員に指示してということではなくて、町民のあらゆる方に機会を捉えて意見を聞く。成案ができてからのことを言っているんですよ。原案が、もうこれでいくというのが決まったときに議会が知らないで、ほかの方が知ってるというのおかしいでしょこれは。そういう意味です。少なくとも同時、同時にお知らせいただいたり説明をしていただきたい。議会の直前にですね、議員協議会を開かれて説明された時点では遅いんでないですかという意味で、なぜかと言うとわれわれはそれを見て勉強して検討しなきゃならん訳ですよ。ただ賛成する機関ではありませんからね議会は。だからそういう余裕も含めて、各種委員に遅れることはないでしょうということです。ぜひ、これはほぼ一緒のこと言っているんですよ。ちょっと違うだけで。私の主張は私は正しいと思ってますけども、今後の執行にあたってはご配慮いただければありがたいなということで、これはとどめておきたいと思います。

それでは、もう時間がどんどんいっちゃうんだけど、苦勞されたことはない。町長は苦勞でない。これは町長の職務の中で乗り越えなきゃならないんだという決心で仕事に当たってこられたということで、それは立派なことだと思います。そのような町長でなかったら困ると思います。それで町長、私、町長筋金入りの革新町長だと思っているんですよ。過去にこの問いをしても、町長はそうだと違っても否定されないから、私はそうなんだと今でも思ってますけども、その町長が国や道、政権与党に類する方々と向き合ってますね、補助を引き出したり特殊な起債を充ててもらったりと実績上げておられました。町長の政治信条とどのようにご自身のお心の中で整合をとって頑張ってこられたのかなど。これ非常に私は個人的にも興味あるし、後進の町長論と言いますかね、大げさに言う町長のありようとか、非常に参考になると思いますんで、また長い答弁されるとちょっと困るんですけども、手短かに答弁していただければありがたいなと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 政治信条、革新町政かどうかと。私は基本は町民党と言った方が

いいんでしょう。町民に寄り添うということです。しかも町長というのは、私の考えでは一党一派。何々党员だとか党与だとかに属するべきではないと。個人的に入っているのはいいですよ。しかし行いはすべての政党に、あるいは政府官省機関に開かれたものでなければならないと。批判もどの町長にも負けないぐらいあります。しかし一方でお願いもどの町長にも負けないぐらいお願いをするという、それは何のことかと言うと町民の幸せを実現する。それが町長の仕事だと思っています。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） なかなかちょっと感動的な話があったかなと思います。そうですね、地方自治体の首長、一党一派に偏りしてたら仕事ができないということを肝に銘じてされたということで、格好良い言葉で言うと全方位外交とかよく言われますような、そういうようなことでないかと思います。非常に私個人も勉強になりましたし、後に続くような方、それと職員の皆さん、今の言葉はなかなか含蓄がある言葉だったかなと私も受け止めました。ありがとうございました。

三つ目のですね、主な事業の成果と課題、達成度というところに入ります。町長は答弁の中で達成度のことを先に配置されて答弁されました。おおむね達成されたのかなということでもあります。私はいつだったか、3期目の終わりだったかな、ちょっと曖昧ですけども、確か数字で言われたような記憶あるんですけども、ちょっと記憶定かじゃないですけども、数字で言われたらそれどうやって計算したのと聞こうと思ったんだけど、おおむね達成ということですから、ちょっと肩透かし食って、今この場で困ってますけども、いずれにしても、その達成度というのは、なんで達成したとかしないとか、どうやって、確認はいちいちはしないでしょうけども、どのような感触をもって、おおむねと言われているのか、これこそ手短にお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ざっくばらんに言いましたらマニフェスト、政策ですね。それと総合計画にもられた実際の計画です。これがどの程度達成できているかということが一つのバロメーターだと思っています。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） ありがとうございます。そのとおりです。マニフェスト、計画は一種のお約束ですよ、町民とか有権者に対する。項目があり、おおむねの概要が載ってますんで、それに照らしてやってこられたということだと思います。そこで、それは町長がおおむねやれたということでもあります。私がちょっと思うのは、そのとおりなんです。それはそのとおり。私が将来に向かってちょっと思うことは、達成度というか何か言葉は分かりません。別として、成果でもいいです。何でもいいんですけど、やったことに対する判断は町民に預けませんかということなんです。これやってる首長はいるかな。ちょっと不勉強で分かりませんが、これをやったら画期的なことでもあります。任期ごとに、もちろん任期ごとですから、4年ごとということですけども、折を捉えてというか、節目を捉えて町民にアンケートと言ってもいいですけども、簡単なものをお示しして、ご意見を聞くと。ご意見を聞いて、それが即、達成率かどうかは別として、町長が言われる町民主役のまちづくり。ここで完結するんでないですかねこれで。完結とは言わんけど、かなりのレベルが達成できると思うんですよ。行政がやったことを町民に素直に

聞いて町民の意見を聞く。こういうことはできないものでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これもご存じのとおり、ものすごい労力と集計から含めてですね、分析、あとかかります。だから総合計画は10年ごとの計画でアンケートをとって、行政に対する評価を確実にしている訳です。私自身はそれぞれの歴代の町長がやってきた評価を歴史が評価するというふうに思っています。これからの町民の方が菊池町政をどう判断するか。100%素晴らしいなんて思ってもいませんけども、批判も含めて、そういう時期がもう来ているのではないかなというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 歴史が証明するっていうの、これは何の歴史でもそうでありませぬ。後世の人が振り返って、いろいろな意見を言う。その意見も一様ではないと。さまざまな意見があると思います。それは黙っててもそうなりますから。積極的にですね、町長、行政とは言いません。町長が積極的に10年のですね、総合計画というのは、総合計画を作る一つの課程のステップでもありますし、重要でないとは言いませんよもちろん。私は節目、節目、当選したから、あるいは当選したからとか、再選されたとかっていう、そういうことではなくて、実際にやった事業に対しての町民の意見をすぐ聞くと。すぐというのは4年ですけども、なるべく早く聞くという仕組みもすごい画期的なことだと思っておりますので、意見の表示にしかならないようですから、申し述べておきたいなと思いました。

次はですね、公約達成度に絡んだアンケートの話は今、意見も述べさせてもらいましたけども、課題ですね、さっき事業で将来にわたる課題はと聞いたけども、ちょっと答弁とすれ違った感が私はありますので、具体的に聞きたいと思います。

二つあります。町長、非常にいろんな、答弁でもありましたように、本当にこれはもう否定するものでもないし、このようにたくさんの実績を上げられてきました。私が羅列する必要はまったくありませんのでしませんが、実績は枚挙にいとまがないというぐらいあります。半面ですね、これらの個々の事業の個々の効果、これがリンクとかパッキングしてですね、全体を俯瞰するような、総合的な事業展開ということで、私は過去に2度ほど質問しております。それを内外に向けて発信をして終の棲家の訓子府づくりといひますか、パッキングして連携させて効果がもっと上がるようなことをということで訴えてきたつもりですけども、そこがまだされていないと私は思っております。答弁でもちょっとそれに近いようなこともありましたけども、このことが一つ。

もう一つはね、スポーツセンターなんですね。スポーツセンターこれ非常に斬新なものができて、利用者もいて結構なことだし、全体をどうこう言う気はまったくないんですけど、将来にわたって課題がある代表的な事業でないかなと私は思っているんですよ。それは先ほど言ったパッキングの総合的な事業の展開と絡みますけども、人口の問題、この問題がスポセンに象徴されるところにずっしりとかかかっていくんでないかなと。こども園はですね、施設も斬新だし非常に受けもいいし、先生や職員の親身な愛情が、ソフトな愛情が加わってますからねガッツリと。何ら心配はないと私個人は思ってます。消防庁舎も全町民がいつ受けるかもしれない災害等に対して平等にサービスする防災機能ですからね、そして古かったという点でも私はちょっと個人は心配まったくしてないし、これらの施設

はますます適正な運用に努めていただいて、町民のために機能を発揮してもらいたいと思います。それと比べて先ほどのスポーツセンターの心配が私はあるんですけども、この将来に向けた課題、心配、スポセン、それと先ほど言った事業の総合的なパッケージ、この2点について、ご認識をお願いしたい。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 山田議員が私が3期目に終わるころに定例議会で同じような質問をしていただきました。私は議事録を全部読ませてもらいましたあらためて。果たして私が今質問あった一つの点で言うとパッキングしながら進めることがどうだったのかということと言うとまちづくりっていうか地域自治の要請というのは、まさにパッキング行政です。総務、産業、教育、文化、福祉含めて総体としての政策であり、仕事の進め方です。その点で言うと私は今、訓子府町が人口減少でいっても他の町村からしてみると非常に極めて鈍化しているという状況。こういったことを一つだけ例を挙げたとしても、この総体として、それぞれのセクションで頑張ってくれている職員の成果の表れだっていうふうに私は思っていますから、パッキングはおおせのとおりですけれども、それが行政ですということというとお答えになっているかどうか分かりませんが、連携の結果として今の今日の訓子府町があるのではないかなというのが1点目です。

2点目です。こども園から見るとスポーツセンターがどうなのかと言われてたのは建設の時もさまざまなご意見を議会の皆さんからもいただきました。震度5強の地震がきたら、あの施設は倒壊するという考え方のもとで、そこを利用する子どもの命、利用者の命にもし万が一のことがあってはならないということで、私はスポーツセンターの建て替えを決断して提案しました。今、新しい流れの中に広域行政と圏域行政が横たわってきています。一つの町にスポーツセンターや図書館がいるのかどうか。北見市にあればいいのではないかという考え方です。その点でいくと訓子府にスポーツセンターはいるのかいないのかという、これ将来的なことからいったら、それはね、私うちの町の子どもたちが訓子府の図書館ではなくて、北見の図書館に借りに行くということが現実的な問題なのかという一自治体の最低の施設建設というのがあってはいいんじゃないかと。その中にスポーツをする権利、あるいはスポーツ、さまざまな活動の拠点としてスポーツセンター、それが多くの人に利用されていくような状況を担当者含めてどうやって作っていくか。それはかつてのスポーツセンターが1万前後だった利用者が、コロナの状況もありましたけども、5万を超えるいろんな形の人が広がってきているということも含めて、その期待に私は応えているというふうに確信してお答えしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 行政がパッケージだというのは、それは当たり前だし、古くからそのとおりだと。私が言っているのは手法として、仕事の仕方として、もう少しリンクさせて密度も圧縮してという意味でありますんで、町長は分かってらっしゃると思いますけども、なかなか難しいことも事実なんですよね。私が言っていることは、だけど効果も大きいはずだと私は確信持ってますから、そのような行政を今後も期待したいし見守っていきたい。スポーツセンターで言っているのは少子高齢化がこれほど進み、利用者が昔のスポーツセンターより増えるのは当然当たり前です。素晴らしいんですから。私が言っているのはこの先少子高齢化が進みますよ絶対ね、残念なことに。そのためのパッケージ展

開でもあるんですけど、それは置いて。その認識をですね、今から持っておかないと駄目でないかなということであります。持っていない訳がないんでね行政が。余計なことを心配しているのかもしれませんが、町長が今言われたように、町民のため、ここに生まれた子どもたちのためにスポーツセンターを有効利用していく。これはもうそのとおりだと思いますけども。ぜひですね、人口減少とにらみ合わせながらの、少しスパンをですね、中長期的に持ちながら引き続きお願いをしたいと思います。

時間的に最後になろうかと思えます。町長は先ほど答弁の中で課題として図書館も例に挙げられておりました。整備の順番が事情によって変わってしまったんだという言及もありました。それはそのとおり。順番決めるの町長ですから。そういうことなのでしょう。図書館にこだわらないですけど、私はこれからのいろいろな仕事、行政の仕事は多機能、一つのことに限定したのではなくて、多機能の働きを持った、効果を持ったものを追求すべきだと思います。別に新築という意味ではないんですけども追求すべきだ。そして先ほどスポセンのところで言ったやはりまあ長いスパンの費用対効果であります。昨日のパークゴルフの質問ではありませんけども、費用対効果を外して事業をやるということはありませんので、まだまだあります要素は。特に私が気になるのはこの2点。多機能と費用対効果。この将来の、近い将来の事業展開について、認識を最後に聞いて終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） こども園を建てる時も関係省庁、道庁からB b y C、すなわち費用対効果が望めないというふうに言われました。そして津野町から持ってくるヒノキも地域材ではないという批判がありました。私は自身が歩く情報公開だからということも含めて、そんなことはないということで、その成果は必ずや確信を持ってということを書いてまいりましたし、そういう点で言うと立てられた計画を町民参加、そして議員、いろんな意見を集約しながら一つの達成度を持っていくというのは、これ私が16年間やってきたすべてそういう轍を踏みながらやってきています。出来上がったものは最善の努力をしながら私はその期待に応えていくと。これが従来から言っている施設がいいのか、あるいは多機能をもった山田議員が主張している図書館にいろんな機能を持たせるべきだということは、それは今後の町政とそしてまた町民の意見を集約して決めていくことだなと思っていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 最後にちょっと触れられたことも含めて、今後の課題だということを受け止めたしお願いをしたいと思えます。終わります。

○議長（須河 徹君） 3番、山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで午前10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午後10時45分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、泉愉美君の発言を許します。

泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 7番、泉です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

民生委員・児童委員の活動と課題について、町長に伺います。

少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障がいのある方、子育てや介護をしている方などが周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えています。

そんな中、地域の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政をつなぐパイプ役となって活躍している民生委員・児童委員の活動の現状と課題について伺います。

一つ目に、委員定数の根拠と欠員状況、なり手不足の課題について。

二つ目に、民生委員協力員制度について。

三つ目に、コロナ禍での活動の現況と活動への支援体制は。

四つ目に、町民理解と周知方法は。

以上、お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「民生委員・児童委員の活動と課題について」4点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「委員定数の根拠と欠員状況、なり手不足の課題について」のお尋ねがございました。

民生委員児童委員の定数につきましては、自治体の人口規模に応じて国が参酌基準を定めており、町村では70から200世帯当たり委員1名という基準に基づき、本町の定数は19名で現在委員の欠員はございません。

なり手不足の課題については、委員の業務内容が負担に感じたり、高齢化が進み、親の介護や仕事等で時間の余裕がないといった理由などが考えられますが、地域の実情等を把握している自治会長や現民生委員等と候補者情報を共有・連携しながら、一人一人にあたることで対応しているところです。

2点目に「民生委員協力員制度について」のお尋ねがありました。

民生委員協力員制度は、自治体が独自に民生委員1人につき1人の協力員を配置しているもので、高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加によって、民生委員の重要性が増す一方、負担も増えていることから、民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動など民生委員の活動全般を補佐するため、都市部で多く設置されていますが、本町では配置していません。

3点目に「コロナ禍での活動の現状と活動への支援体制は」とのお尋ねがありました。

民生委員児童委員の活動については、高齢者や障がい者、子ども等の安否確認や見守りのための訪問活動、地域での困り事や心配事の相談にのり、必要に応じて役場や関係機関へつないだり、福祉サービス等の情報提供、地域の行事等への参加、行政の依頼による高齢者世帯の状況調査、定例会議や研修会への参加があります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響でここ2年間は、高齢者宅等への訪問自粛や秋祭り素人縁日への出店、ふれあい昼食会、クリスマスお楽しみ会といった各種事業、委員研修会等もすべて中止になっています。

このようなコロナ禍の中、委員の提案からクリスマスお楽しみ会の代替事業としまして、

社会福祉協議会で実施している「まごころプレゼント」の対象者にクッキーや日用品の詰め合わせを配布する取り組みのほか、定例会議はすべて開催できましたし、主任児童委員の新生児訪問活動は玄関先で、1歳の誕生日にハガキを送る見守り事業等も実施することができました。

今年度につきましては、コロナの感染状況にもよりますが、これまで実施していた事業や平素の活動ができるのではないかと考えております。

民生委員児童委員の支援については、活動費の補助や研修機会の確保、活動にあたり不明な点や不安に思われる相談等があれば、助言するなどの支援を行っているところです。

4点目に「町民理解と周知方法は」とのお尋ねがありました。

町民への周知としましては、改選期に委員の紹介、活動内容等を広報紙に掲載しているとともに、高齢者宅等への訪問先では活動内容を説明したり、活動内容が掲載されたパンフレットを配布したりしています。

これまで本町のホームページに民生委員児童委員に関する記載がなかったことから、早い時期に掲載するとともに、なり手不足の解消に向け、多くの町民に民生委員を理解してもらえるよう、今後も継続した周知活動に努めていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） お答えをいただきましたので、いくつか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、委員定数19名ということで、これは基準があるということで、町村の場合、70から200世帯当たりには委員が1人ということですね。訓子府町はおよそ2,100世帯ぐらいいかなと思いますので、19名を単純計算で割っても1人当たり110世帯ぐらいを担当していただいているということで、適正の範囲内なのかなというふうに思います。それから今回質問をするにあたりまして、民生委員の方々にお話を聞かせてもらうことができたんですけども、大体半分ぐらいの方の話を聞かせてくださいました。その中で地区によっては、高齢者の方が増えてきているので負担が大きいのもう1人民生委員を配置してほしいというふうに願っている委員さんもいらっしゃったんですけども、定数というのは、見直しして増やしたりするようなことはできるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今、議員のご質問でございますけども、まず、ちょっと福祉保健課の方で事務局、民生委員児童委員さんの事務局をもっておりますけども、こちらの方には委員さんたちから、高齢者は増えているのは実情でございますけども、負担が大きいから1名を増やしてほしいといった要望等はまだ聞いていない状況でございます。それで委員定数の増の部分でございますけども、原則これは本町の方で、ある程度、地域、地域で、地域の世帯数に応じて、うちの定数でいけば19名という部分を道の方に要請しまして、道の条例で決められた人数という形になるんでございますけども、そういった部分で、もしそういった要請も民生委員さんたちの部分からあれば地域の、先ほど言いましたように70から200世帯を目安ということですから、今、複数の地域が合わさって、その地域にお一人とかという配置をしておりますけども、それを今まで3地域だったのを

1地域と2地域とか、そういった部分で対応することは可能かなというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 分かりました。人口というか、世帯数は少しずつ減っていくのかなと思いますけれども、高齢化はやっぱり進んでいくと思いますし、委員さん一人一人の受け持ちの数というのも多分把握していらっしゃるのかなと思いますので、そういう要請、なかなか声に出して言いづらいところもあると思いますので、協議会なんかで機会があれば話し合うような場を設けていただいて、見直しできるのであれば時々検討するような機会を設けてほしいなというふうに思います。

それから、欠員についてなんですけれども、現在、欠員はないということで、これは住民にとって安心できる状態かなというふうに思いました。前回の改選のときなんですけれども、委員さんが決まっていなかった地区があったんですけど、そのときはどのように、空白期間とかあったと思うんですけど、どのように対応していたのか。

それから、例えば、これからも何らかの理由で任期途中で欠員が出るような場合とか空白期間が出てしまうときには、どのような対応をすることになるのかをお願いします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） まず、1点目のご質問でございます。今回、委員さんやられている方、今年度、11月30までが任期でございますけれども、今回の改選期のときでございますね、議員おっしゃるように一部の地域の方が、道の方に、うちの方で内定者を確定しまして、道の方に推薦をする形になるんですけども、道に推薦した後にですね、ちょっと家庭の事情がありまして、訓子府町から転出されたという状況になってございます。それでしばらく、約10か月程度ですかね、その地域が欠員状態になってございました。その間につきましては、会長、副会長さん、その方がその地域を一応担っていただくという形で、道の方には、その後、新しい方を見つけて推薦をさせていただいて、6月の、申請自体は10月ぐらいに申請しているんですけども、過去にさかのぼって6月下旬の方で委嘱するという形で、その後は新しい委員さんがその地域を担っていただいたという状況でございます。

あと任期途中で欠員が出た場合の対応ということでございますけれども、当然その場合につきましては、先ほどの町長の答弁でもありましたけれども、その地域の自治会長ですね、町内会長、実践会長さん等々と情報を共有して誰か候補者を見つけていくという形になりまして、そこでその方たちにあたって、町の方から道に推薦をするという流れになると思われます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 分かりました。代わりにやらなきゃいけない方も多分負担になると思いますので、なかなか難しいのかなと思いました。

あと現委員の皆さんは自分の後のなり手をすごく心配されていらっしゃいました。後任を見つけないとやめることができないんじゃないかというプレッシャーを感じている方がすごく多かったです。民生委員というのはボランティアですし、責任の思い役割というイメージを町民の皆さんも持っていらっしゃると思いますので、おそらく担当職員の方は改選のたびに手探しに苦勞されているのではないかなというふうに推察できるんですけ

れども、実際のところはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 先ほど町長の答弁にもありましたけども、次の担い手につきましては、地域の現の民生委員さんとか、あと町内会、実践会会長さんと情報を共有して一人一人あたるという説明もさせていただきましたけども、うちの方のスタンス的には、まず現民生委員さんで誰か後任がいますかみたいなことで確認をさせていただいて、そちらでそういった方をご紹介されればうちの方で動くという形になると思われま。もしそういう方が見つからなければ、町長が先ほど答弁しましたように会長さん等々と協議しながら候補者を見つけてあたるという流れでございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 現在の委員さんの顔ぶれを見ると男女の比率もいいですし、選ばれた人たちがなっているのかなという感じがしていました。それからあと年齢のことをちょっとお聞きしたいんですけど、民生委員に定年というのはないのかなと思いますが、推薦する段階で年齢制限とか目安のようなものはあるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 民生委員児童委員の年齢等の基準でございますけども、新たに新任する場ですけども、そういった部分につきましては年齢の要件はございません。選出方針としまして社会福祉等に理解があつて地域の事情に精通して積極的な活動ができる方という部分な方針が出ています。あと再任につきましては、できる限り75歳未満の方というような基準がございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 分かりました。なかなか現役世代の方はなるのが活動としては難しいと思いますので、高齢になっている方も多いのかなと思いますけれども、今年の12月に改選が行われますけども、委員さんの入れ替えがある地区も多分、何地区かあるのかなと思いますが、新任の委員さんへどのような形で引き継ぎみたいなのがされるのかを教えてください。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 新任の委員さんの引き継ぎのご質問でございますけども、町長の答弁にもありましたけども、活動として定例会議を年10回実施してございます。その際にですね、改選期が12月でございますので、12月の定例会、もしくは1月の定例会になるかもしれませんが、その時に新旧の委員さんが勢揃いして当然その地区の前任地域の担当者と新任の地域の担当者、そこで引き継ぎ、あとうちの方で民生委員さんの活動内容ですとか、そういった説明をさせていただいてございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 任期満了が近いので欠員のないような形でうまく引き継いでいただきたいというふうに思います。

それから、なり手不足の課題と関わってくるんですけども、二つ目の民生委員協力委員制度のことですね。これは自治体独自の制度として作っているところがあるということですけども、訓子府では今はないということですね。この制度を使っているところは民

生委員さんの担い手の掘り起こしを目的としているので、職務としては民生委員の活動のサポートをしていて、任期があつて、わずかな活動費を出しているところもあるんですよ。民生委員さんと一緒に活動していくので職務内容はよくわって、こういう内容であれば引き継いでいけるなという感じでスムーズに引き継ぎができるという利点もあるかと思えますけれども、訓子府では、これちょっと私よく分からなかったんですけど、町内会だけなのでしょうか、ふれあい推進委員とかふれあい協力委員とかって言われている方がいらっしゃるのでしょうか。民生委員さんとともにというか、活動をサポートされているような方がいるように、ちょっとお話聞いて思ったんですけども、このような方がいれば、やっぱり民生委員の職務の負担の軽減になりますから、町としては、この協力員のような存在の必要性について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今ですね、町として協力員制度をどのように考えているかというご質問でございました。

その前にですね、ふれあい推進委員さんというお話もありましたので、こちらですね、民生委員児童委員協議会が実施している事業で、ふれあいチーム推進事業という活動事業がございます。こちらですね、各担当地区にですね、ふれあい推進委員さんを置きまして、高齢者や障がい者ですね、あと生活困窮者等々の相談、困り事など福祉サービスを必要とします地域の人たちとふれあう場所を作る。その中で情報の収集把握ですとか、関係機関へ情報提供するといったような活動をしているものでございます。各地域にそれぞれ、多いところでは3名、少なければ1人というような推進員を配置して、先ほどの説明でもありましたけれども、ここ2年間、コロナの関係で、このふれあい事業を実施している地域は数少なく、1地域ぐらいしか実際やっておりますけれども、こういった活動もしております。協力員制度を本町としてどういう対応を考えているかという部分でございますけれども、先ほど町長が答弁しましたように、本町では配置はしておりませんし、今後、先ほど議員さんもありましたけれども、そういった委員さんの声を聞きながらという部分でありましたので、ちょっとそういう部分も委員さんたちの考え等々も聞かせていただいて対応については考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 分かりました。なり手の人材育成とかの観点で見ると町では生活支援サポーターの養成講座をしていたりもするので、そういう方たちもきっと何か候補者になっていくのかなと思っていたり、あとはいつだったか保健師さんが講師となって中学校に行って福祉に携わる人材育成の講義のようなことをしていましたよね。それも若いうちからの意識付けというか長年をかけて人を育てていくという意味でいい取り組みだなと思って記憶によく残っています。このような取り組みが将来町をというか町民を守っていくことにつながればいいなというふうに思います。協力員制度というのはすぐに難しいことなのかもしれないんですけども、なり手を見つけるのに困らないためにも、このような制度の研究というか勉強というかを始めてほしいなというふうに思いますのでお願いいたします。

それから、次に、三つ目の活動の現状と支援体制についてお聞きしたいんですけども、答弁でもおっしゃっていたように研修ですとかイベントなんかは、ここ2年半ぐらいコロ

ナの影響で中止になっているのがほとんどだということですね。町民の生活を見てみても外出が減って巣ごもりが日常になってきてしまっていますけれども、民生委員さんの日頃の見守りですとか、支援については、おおむねこれまでどおり活動できているのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） コロナ禍における民生委員児童委員の活動というご質問でございました。民生委員さんたちにはですね、そういった活動していただくと毎日活動記録ですね、そういった部分をつけてもらって、毎月、事務局の方に提出していただいております。それによりますと3年度でございますけれども、地域の方に高齢者宅等へ訪問とか、そういった活動が703件ございました。そして活動日数、トータルの日数が1,047日、令和3年度には活動した記録となっております。それで、2年度につきましては、訪問等の回数が814回、活動日数につきましては1,162件となっております。元年度につきましては訪問回数が1,271回で活動日数が1,379ですから、元年度、2年度からみますと3年度、当然活動件数等も減ってございますけれども、そういった高齢者宅へ気になるお宅訪問という部分はなかなかできない状況でございましたけれども、そういったところには電話で安否確認というか、そういった活動をしているということで、多少は減りましたが、民生委員さん個々にいろんな活動、自分たちのできる活動をしていただいているというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 分かりました。委員さんの話を聞くと、それぞれの委員さんによって見守りというか訪問の頻度がばらつきがすごくあるように私も感じて聞いていたんですよね。毎月一度必ず行くよという人もいれば、年に2回ぐらいかなという人もいるし、先ほどおっしゃっていたように、コロナで訪問しづらいから電話で確認してますという方もいらっしゃいました。この見守りの頻度とか方法には活動基準のようなものというのはないのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） そういった活動基準という部分で言いますと、ちょっと私把握しておりませんが、民生委員さんをお願いする時にあくまでもこれはボランティアという部分もございますけれども、自分たちの生活に支障がない程度で活動をお願いしますというふうなことも申してございます。ですから、そこをこの方は高齢者宅訪問2回しかやってない。ほかの人は10回やっているという部分で、うちの方からもう少し動いてくださいねというお話等はしてございませんので、民生委員さんの活動に任せているといった状況でございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 仕事を持っていらっしゃる委員さんもいますので、大変なのかなと思っていますけれども、皆さん何か工夫されていて、例えば夜になったら電気がついたから大丈夫そうだなとか、あとは買い物先で偶然会って、ちょっと挨拶してみたら大丈夫そうだったとか、あとは庭仕事してるから元気そうだなとか、そういう感じでさりげなく見守りをしてくださっているのかなというふうに思いました。基準もないということで、いろいろでいいのかなと思いますが、皆さん共通していたのは常に意識はしてる。みんな

元気にしてるかなっていう意識はすごく民生委員になる前とは全然違ってすごく意識しているということは、すごく伝わってきました。

それから、民生委員は児童委員を兼ねていますが、実際のところは高齢者への支援が主で児童委員を兼ねている意識があまりないよという方が多かったんですけども、現状としては、子どもに関する相談ですとか、見守りの対象になるような家庭は少ないですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今のご質問でございますけども、民生委員の方は児童委員という、民生委員児童委員ですから、民生委員、児童委員兼ねているという部分でございますけども、どうしてもですね、児童委員の部分につきましては、主任児童委員という部分が主に子育て、お子さんとか子育て家族等を見守る、主にやっていたらいる児童委員さんなんでございますけども、そういった部分があるんで、児童の部分という認識は薄いのかもかもしれません。それで今現在、そういった見守りを必要な子育て世帯があるのかというご質問でございましたけども、実際、今、民生委員さんが関わって対応しているとか、今、状況を経過観察という部分になるんでしょうけども、そういった部分の家庭はございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 支援の対象となる方もちょっと変化してきているのかなと思って、かつては生活保護世帯とかひとり暮らしの高齢者とか認知症の方が主だったのかもしれないんですけども、現在とこれからは、それに加えて子どもの虐待とか貧困、あとは私、前にも質問したヤングケアラーの問題とか、あとはひきこもりですとか孤独死なんかも新たな課題として増えてきているのかなと思います。それに伴って民生委員の負担も増えてくるのではないかなというふうに思いますが、実態としては、どんな感じで捉えていらっしゃるんですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議員おっしゃるように、昔と支援対象者が変わっているというのは私も感じてございます。本町の部分で言いますとヤングケアラーですとか、あとひきこもりといった部分の対象児童がいたという部分でございます。その方たちは現在、先ほど言いましたように状況を見守っているという部分で、当然その部分に児童委員さんたちが関わっているという部分の案件もありますので、そういった部分では負担に感じる部分も多いのかなとは思いますが、当然、私たちもサポートするという部分で協力しておりますので、その辺はなるべく負担にならないようなという部分で対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 民生委員さん、今後必要とされる役割とか変化してくるのかなというふうに思いますので、町の状況に合った対応をお願いしたいと思います。そのためには、民生委員さんの意識もちょっと切り替えていかなきゃいけない部分もあるのかなというふうに思いましたので、お願いいたします。

それと総体的に担当課の方から見て、今の民生委員の活動の現状をどういうふうに見ているのか。あとは今後期待するような職務はあるのかどうかをお聞きします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今の民生委員児童委員の現状をどのように考えているのかという事務局を持っている町としてどのように考えているのかという部分でございますけども、答弁でも説明しましたけども、今どうしてもコロナ禍という部分でございましたので、民生委員児童委員さんたちは活動したいのにできないといったジレンマもあったと思います。それで今後、町長の答弁でもありましたけども、このコロナ禍の状況がどうなるのか分かりませんが、今少しずつ落ち着いてきている状況になってございますので、民生委員さんたちの活動も平素の部分に戻るのじゃないかという期待を持っていますので、民生委員さんたちはそれに向けて頑張っていただけるものと考えてございます。

あと、当然、平素の活動に戻れると申しましたけども、今後につきましてもコロナ禍が落ち着いて最低でも今まで活動してきた部分ですね、そういった部分はやっていけたらいなというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） お話を何人か聞かせてもらった中で年数がまだ浅い委員さんの方は一生懸命やっているけど、こんな活動でいいのかなって分かんないでいるというか、ほかの委員さんはどんな相談を受けてるのかなとか、どの程度まで家庭の中に踏み込んでいいのか、その線引きが難しいっていうふうに思いながら活動しているという方もいらっしゃるんですけども、先ほどおっしゃってた月に一度というか年に10回の会議の中で過去の事例の共有ですとか、情報交換のようなことはされていないのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 先ほど言いましたけども、定例会、毎月、年10回、定例会議を開催しておりますけども、議題として、そういった部分の議題は設けておりません。ですから、民生委員さんたちが事務局体制も悪いのかもしれないけども、そういった民生委員さんたちからの相談事ですね、困り事とか相談事という部分で毎月確認するようにしたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 何か不安に思いながら活動するのちょっとつらいと思いますので、ぜひ共有というかね、こういうときはこうしてきたよとかという先輩の方からのお話があった方が活動しやすいというか安心できると思いますので、ぜひ会議の時間の中でそういうひとときを設けてほしいなというふうに思います。

それから、有事の際ですね、例えば訪問してみたら病院へ行った方がいいなと思ったこととか警察に連絡した方がいいんじゃないとか、あと関係機関に頼るべきときがあると思うんですね、そういう有事の際の民生委員と町の担当課との連携はどのような感じになっているのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 有事のときの対応、町と民生委員さんとの連携体制等々のご質問でございますけども、実際ですね、そういったちょっと私の記憶の中では、そういった有事の部分という状況がなかったものですから、考えてみませんが、そういった場合につきましては、当然、民生委員さんの方からどうしても救急車が必要であれば当然、その民生委員さんから119番ですか、そういった連絡されると思います。その後、町の

方にもそういった情報がきて、そこからは町も連携しながら動くというような形になるのかなっていうふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 課長が担当になってからは多分ないということで、ないのではないで良いことだったのかもしれないんですけども、こういうときには、こういうふうにしますみたいな、何か決まっていた方が民生委員さんも安心できるんじゃないかなと思えました。民生委員さんの役割って精神的に重い相談を受けることもあるでしょうから、無理なく続けられるような支援体制を町側としても整えていってほしいなと思います。

それから、四つ目の方に行きます。町民理解と周知方法なんですけど、民生委員という名称についてはCMとか新聞でも目にしますので聞いたことがあるという人多いんですけど、実際にどんな活動をされているのかは、よく分かっていないのが町民の皆さんなんですよね。報酬がなくて、ボランティアで活動して下さっているということもあまり知られていませんでした。私、今回質問するにあたって町民の方の何人かに「自分の地区の担当の民生委員さんを知っていますか」と聞きましたら、実は誰も知らなかったもので、それもすごく残念だなというふうに思ったんですけど、相談する必要がなくて暮らしているのはいいことだとは思いますが、やっぱり何か起きたときに相談できる存在として、町民の方に分かりやすくお知らせすべきではないかなというふうに思いました。私たち町民にとっては、どんなことを民生委員さんに相談していいかすらちょっと分からないので、事例で示していただくというか、これまではこんな相談があったよとか、こんなときに対応しましたよとか、そういうふうな具体的な例を示してもらった方が分かりやすいなと思ってます。

それと町にホームページがありますが、ホームページにも載っていませんでしたけども、先ほど答弁で早い時期で掲載するということでしたので、ぜひ町民の皆さんが調べた時に誰に頼るべきか分かるようにしておいてほしいなと思いました。

それで5月には民生委員の日っていうのがあったんですよね、5月12日だそうです。このときに1週間ほどの強化週間というのがあったんですけども、訓子府の民生委員の協議会では何かその時に取り組みのようなことはされていなかったか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 5月12日ですね、全国的に民生委員児童委員の日というふうに定められております。そして、今年でいいますと5月12日から18日まで民生委員児童委員活動強化週間という部分で設定されてございました。本町につきましては、先ほど来、申しておりますけども、コロナ禍という部分もありまして、この時期に何かをしたという部分はございません。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 忙しい業務の中で大変だと思うんですけども、年に何度か民生委員さんの存在を示す機会があってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、今後の協議会などで検討していただいたりして、コロナが収まってきたらPR活動にも力を入れてほしいなと思います。今回、実際皆さんにお話を聞かせてもらったら、とても使命感をもって責任を果たして下さっているのがよくわかりました。民生委員の方々に「この役割を引き受けてみてどうですか」というふうに聞きましたところ、「行政とは違う角度から

みる存在として、やっぱり必要ですから、もっと町民の方に知ってもらえた方が活動もしやすい」というふうにおっしゃってました。あとは「同じ住民の一人として、もっと気軽に頼ってほしい」という方もいらっしゃいましたし、「社会への恩返しのつもりでやりますよ」という方もいました。皆さん奉仕の心がある方ばかりでしたので、町民の方にももう少し理解してもらって、民生委員の制度を必要とするときに、きちんと活用してもらいたいというふうに私も思いました。町長も民生委員さんとの懇談会があったりして、直接話を聞いていると思いますけれども、最後にこれからの民生委員の活動のあり方について、町としての考え方を伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が福祉保健課長を離れてもう相当なります。私たちの今から20年以上前になりますけども、ともすると民生委員は名誉職、古老とかですね、そういう役職を兼ねた人たちがなっていました。だから、それを実働的にどうするのかというのが私が福祉保健課長の時の課題でもありました。これは若い人にも変わってもらったり、先ほど課長から答弁したように町内会や実践会長、そして現職の民生委員さんに推挙していただいたりして、出来る限り若い人をとということをお願いをして、その制度は今、確実にそのようになって、例えば、誕生日に訪問したり、あるいは秋祭りにはおもちゃを作ったりして、いろんな形で民生委員さんたちが表に出ていきながら、自分たちの活動を広げているという努力をされていると。しかし、残念ながら、今コロナの状況の中で議員がご指摘のとおり、まだまだ課題はたくさんあるのかなと思います。今年は新たに、あらためて今、泉議員から言われたことの、ご指摘されたことも受けながら対応していかなくやいけないと思います。

一つは、やっぱり民生委員さんが昔は社会福祉協議会が担当していました。これは駄目だということで、私が課長の時、変えました。すなわちそれは福祉行政と民生委員さんが現場の声として、ちゃんと伝えていくということの大事な役割だから、社会福祉団体に依存することにはならないということをやりましたけれども、しかし、今のお話を聞いていると、とりわけ使命感は持っているけれども、何をすべきなのか、こういう事例のときにはどうするのかということに対して具体的にどうしていいかわからないという悩みがあるというのは、これはあってはならないことですから、早急にあらためて今度は今年、新しい民生委員さんになるか現時点になるかわかりませんが、きちんと学習を位置付ける。民生委員さん自らの学習も含めて位置付ける。そして困難の事例を私の時はありましたよやっぱり。どうしていいかわからないと。それは行政の福祉なんでも相談員というのが福祉課長補佐が今、担当していますので、含めて即時な対応と、そして同時に救急や、あるいは警察への手配等々もしなきゃならないという点では、非常に極めて重要な役割を持っていますので、今、ご指摘のことも含めて、やっぱり町民に寄り添う民生委員活動をさらに発展させていかなくやならないというふうに考えています。なぜ難しいかと。これは教育委員もそうなんですけども、知り得たことについては、ほかに漏らしてはならないということなんです。それから、品行を問われます。あいつ民生委員のくせして酒酔っぱらってなんていうことを言われるようなことは資質に欠けるということになりますので、そういう点で言うと非常に気を使う大変なつらい行政の委員でないかなと思いますので、それらも考慮しながらどんどん地域の中に入っていけるような状況を職員としても支援して

いくべきだというふうに捉えていますので、ご理解いただきたいですし、そしてまた、できればオープンに議員さんたちと民生委員さんたちとの懇談なんかも含めてですね、やっていただきたい。そして、遠慮なく民生委員さんたちが発言できるような状況の中で少しでも前へ進めれるような状況を作っていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 今後も委員の皆さんと一緒に地域福祉の増進に力を注いでいただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 7番、泉愉美君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、9番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。それでは、質問通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は2点あります。

まず、はじめに「コロナ禍と物価高騰から町民の暮らしと営業を守る支援策は」ということで、町長と教育長にお尋ねをいたします。

今日まで2年以上に及ぶコロナ禍によって、町民の生活や事業者の経営などが長期にわたり影響を受けている中、ここにきて食料など生活必需品を中心に急激に物価が上昇しております。

このような中、国において「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として臨時交付金が追加配分されましたが、これらを踏まえ、次の点について質問をいたします。

1、現在のこの状況をどのように捉えているか。特に高齢者、年金世帯、子育て世帯、商店や飲食店など事業者の影響をどう見ているのか。

二つ目です。このコロナ禍において、物価高騰等の影響を受けている方たちに対する支援の考え方についてお聞かせ願います。

三つ目です。「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として地方創生臨時交付金が配分されることになっておりますが、本町への交付額はいくらになっているのか。あわせて、これを使った支援策の内容についてお聞きしたいと思います。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「コロナ禍と物価高騰から町民の暮らしと営業を守る支援策は」について、3点のお尋ねがございました。

1点目に「現在のこの状況をどう捉えているか。特に高齢者、年金世帯、子育て世帯、商店や飲食店など事業者の影響をどう見ているか」とのお尋ねがございました。

現在、コロナ禍による経済活動の縮小により、工業製品や原材料の供給不安定、さらに、ロシアのウクライナへの軍事侵攻などの影響や円安などによって原油や小麦等の国際相場が上がり、物価高騰に拍車がかかっている状況にあります。

既に日常の買い物を通じて一部商品の価格の上昇を実感しているところですが、消費者物価指数をみましても令和4年4月分の前年同月との比較では2.5%の上昇を示しているなど、その傾向は数字の上でも明らかとなっています。

今後も食用のオイルやパン、麺類などの値上がりが見込まれている報道もあり、特に、収入が限られている年金世帯、食費などの支出が多い子どもを抱えている子育て世帯、多くの油を使う飲食店への影響がさらに出てくると認識しております。

また、電気、ガス、灯油といったエネルギー関連の価格も上昇していることなどから、すべての世帯、さらには飲食店だけでなく1次産業、運輸、製造業など、あらゆる事業者にも経済的な影響が出ていると思っております。

2点目に「このコロナ禍において物価高騰等の影響を受けている方たちに対する支援の考えは」と3点目の「『コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策』として地方創生臨時交付金が配分されることになったが本町への交付額は。あわせてこれを使った支援策の内容は」とのお尋ねがございましたが、合わせてお答えさせていただきます。

まず、国から配分される地方創生臨時交付金の額ですが「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として本町に4,309万1千円の交付額が示されております。

先ほども申し上げましたとおり、電気などのエネルギーや食料品をはじめとする物価高騰は、広く町民が影響を受けている状況であります。

こうしたことから、庁内の関係課で情報交換や協議を重ね、具体的な支援を検討し、二つの事業の提案をさせていただくことにしております。

一つ目は、生活者支援と町内の経済の活性化を目的とした町民1人当たり1万円の商品券の配布事業です。

二つ目は、光熱水費が上昇し事業運営に影響を受けており、かつ公益性が高い福祉事業所等に対して事業の継続を支援することを目的とした事業運営支援事業の二つの事業に活用しようと考えております。

今後におきましても、現在の状況が当面回復する見通しが不明なことから、関係機関や窓口などで町民の相談内容に耳を傾け、庁内での情報共有や各関係機関との連携を図り、町民の生活支援、事業の経営継続支援など、交付金の活用に努めてまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 今、回答いただきましたけれども、これを踏まえながら何点か再質問ということで質問させていただきます。

まず、この回答の中にもありましたように、このコロナ禍と物価高騰、この影響というのはやはり広範囲にわたるし、その影響も極めて深刻というか大きなものがあるという、そういう中身であったんではないかと。そういう回答であったんではないかと思っております。

それで、あらためて、ちょっとお聞きしたいんですが、こういったような町民生活に大きな影響を及ぼしているようなものが、このコロナ禍、あるいは物価高騰の影響ですが、これの状況がいつまで続くと考えていらっしゃるのか。これについて、端的にちょっとお答えいただきたいと思います。こういう状況がいつまで続くと考えておられるのか、これについて、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） この影響がどこまで続くのかというご質問だったと思いますが、まず一つは、コロナの収束ももちろんなんですが、今、最大の関心になっているウクライナ情勢などがですね、穀物市場ですとか金融市場にもあらゆる面にも影響を与えていますので、こちらと相当連動してくるのではないかと思います。そういった意味ではですね、長期化も言われていることですので、なかなか先が見通せない状況であるというふうに認識しております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 今、課長の答弁にもありましたように、先は見通せないというのは、ウクライナの問題含めて非常に国際的な情勢も含めた中で考えると本当にそういう状況でもありますけれども、もう一方で、やはり日本の国内政治が進む方向として円安という、そういうことがやはり大きく、いわゆる普通の日常の生活用品、食料も含めた、いわゆる海外に依存してきた分が、そういった形で影響を受けるということ。こういった形で影響を受けるといったことはもうさらにこれが基本的にそういう方向でさらにいこうとしている訳ですから、もっともっと深刻になってくるのではないかなというふうに思います。それで、今現在どういうふうに私自身がそれを捉えているかということになりますと、昨今の新聞報道からもご存じのように、今、課長も言われたように、ウクライナ侵略の収束が見えない。そして、先ほど私が言いましたように円安の金融政策をさらに進めようとしている。こういったことがさらに国民の食糧生産に関わる農業の分野、これからちょっと入っていきたいんですが、非常にこれまで経験したことの無い資材の高騰、例えば肥料とか農薬とか機械、あるいはハウス用ビニール資材の高騰、あるいは燃油、鉱油、もう全般的にわたって大変な状況になっております。これは単に農業経営だけじゃなくて、いわゆる生産者という側だけではなくて、そこで製品としてできてくる農産物にも、いわゆるそれを買って食べていただく消費者にも大きな影響が出てくるのではないかなという、そういう考え方からいきますと本当にこの今年1年、あるいは来年そこそこどうなんだなんて話じゃなくて、このままのことにいくと、確かに国も支援策というのは、おそらく打ち出してくると思うんですが、あまりにも大きな負担を強いるようなことになってきております。そういう意味では、例えばちょっと話が長くなるかもしれませんが、肥料の価格についても新聞等でいわれていますけれども、もっと具体的に自分に置き換えてみますと、例えば、今、私のうちでもビートだとか馬鈴しょ、麦作ってますけれども、今までずっと使っているビートの肥料なんかも、今回使っている単価としては2,300円ぐらいであったんですよ20キロ。それが今回示されているホクレンが正式にはまだ北見の方はまだこれから今出てきているんですけども、これはもう大体同じようなことだと思うんですが、2,387円で私が今年買ってたやつが、4,500円超えるんですよ。そういう単価が示されています。馬鈴しょでいけば2,030円ぐらいの肥料が3,800円超え

るといふ農協の方からの単価の設定でした。それから麦でいきますと、1, 500円、1600円ぐらいのが3千円を超えるだけの単価になっていると。もう本当に肥料だけでもそういう状況。そしてもっと言えば、それに伴う燃油の問題だとか、ビニール資材の問題だとか、そこら辺は生産者も大変なんですけども、農家がそれをどこまで負担して農業を続けられるかという問題も当然出てくるんですが、仮にそこで生産されたものをペイするということになる、やっぱり価格に、消費者価格にオンしなきゃいけない。そういう状況も生まれてくるんでないかなというふうに私は思っているんです。そういうふうなことが続く限り、払しょくされない限り、やはり国民の暮らし、あるいは町内でいけば町民の暮らしや、先ほど答弁の中にもありましたけれども、さまざまな営業にも大きな影響を与えると。やっぱりそれに対して自治体としても、これ当然自治体だけの対策では追いつかない部分もありますので、ぜひ町長には、そういう実態もつぶさに捉えていただきながら、しかるべき方策、対策を早いうちからやっぱり打っていく必要があるんでないかと。打っていただくということを含めた、声を上げていく必要があるのではないかとというふうに思っているところです。やはりこれは未曾有の状況です。本来こんなこと、やっぱりなかなかなかったことではないかと思うんですが、やはりそういう基幹産業、農業の訓子府としても、やっぱりそこら辺をきちんと捉えていただきながら、前に進めるような対策が打てないかどうか、その点についてもちょっとお伺いをしたいんですがいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、工藤議員からご質問のありました肥料、資材、農業全般に関わる経費の部分、この円安とかの動向で軒並み上がっているというようなことで、私どもも同じような認識を持っております。きたみらい農協とかにも確認したところ、今回の値上げ、これに関しても国とホクレンで財政的な支援もした上で、この値上げ幅に抑えたというようなことは報道とかでご存じのことと思いますけども、中長期的にみれば、来年度使う営農の肥料の部分という部分は今軒並み値上げというようなことで量的なものの確保とかはできているということでも伺っておりますけども、その1年後、さらに令和6年というの営農になってきますと、これについては外国からほとんど肥料の鉍石類とかを輸入してきております。その辺がもう世界的にないというようなことなんで、そういったところからしても金目とかそういった部分ではなかなか解決できないような要素も出てきております。だから、今時分になって報道とかでは前回の議会でもちょっと議員とも話したかと思っておりますけども、肥料をなるべく使わないようにする。農薬をなるべく使わないようにするというようなカーボンニュートラルの視点ももって、さらにそういった部分強くなるかと思っております。当面の対策につきましては、今朝の農業新聞にも出たかと思っておりますけども、まず、北海道として、先ほどの答弁にもあったコロナ関係の財源をもとに購入費用に対して1トン当たり3, 125円を補助するということが北海道としての対策を打ち出しているということが一つ。先ほど議員の答弁にもありましたように、私ども訓子府町ですぐ対策が打てるかというようになどに関しては、まだ検討中のございまして、実はこの後、参議院選挙の後にこういった部分の報道の論調も既にご存じかと思っておりますけども、国で大掛かりな肥料高騰の対策を打つのではないかと。これは憶測の域を出ませんけども、そういった部分考えられているかと思っております。その肥料とか機械とかのコストの上昇した部分をなかなか農産物の価格に転嫁することは難しいというような認識も持っております。

けども、そういった部分じゃ価格に転嫁できないんだったら、やはり農業者向けの対策を手厚く打って、今ちょっとどこら辺で明るさが見えてくるかは分かりませんが、この状況をちょっと耐え忍ぶという言い方がどうかは分かりませんが、そういった考えで臨むしかないと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 農業の分野における対策ということになると当然、来年以降の話に当面なってはくるのかなというふうには思いますけれども、そのことが一番の論点の一つはやっぱり食品の値上げ、いわゆるそれが及ぼす町民生活、あるいは大変生活に困窮している人たちがさらに追い打ちをかけるような事態になるということ。これは特に今年のこれは帝国データバンクというところが調べてやっていると6月、7月の今後2か月間に約3千品目の値上げが予定されていると。各メーカーに問い合わせたら、そういう答えが返ってきたと。そしてこれが先ほど言ったように、農業の資材の値上りを除外しての話です。そして、いわゆる12月までの間に、この1年間におそらく1万品目は値上げになっていくだろうと。流通しているさまざまな商品の。そういう状況の中でやはり生活という部分も含めて考えると、やっぱり何らかの大胆なとか思いきったやっぱり支援のありようが求められてくるんでないかなというふうに思っております。特に農業の問題は先ほど言った農業の問題は、もっともっと大きな視点から支援策を講じていかないと、とってとって追いついていかないし、農業の存亡そのものにも関わるような状況になりかねない。そういうこともありますので、ホクレンなり全農なり、あるいは道なりの補填も20キロ当たりにしたら、たいしたことないですよ、3千円も4千円、その何十円か何百円かにしかならないですよ。だからそういうことも含めて考えると、その影響はさらに来年以降になってくると。だからもっともっとうるものが厳しくなるのは時間が解決するには時間がかかるだろうという意味で捉えていただきたいなというふうに思っております。

それで、次の質問になるんですが、二つ目の物価高騰の影響を受けている人たちに対する支援の考え、それから臨時交付金の関係と抱き合わせた感じでの回答をいただいているんですけども、そこに一つ関係して、この点で二つだけちょっとお聞きしたいなと思えます。

まず何かと言うと、今言ったような生活に大変困窮されている方が生活がさらに厳しくなるだろうという中で、ここで先ほどの答弁にもありましたように、本町も対策、交付金を使いながらやっていただくということ。本当にこれは、そのまんま評価をしたいと思えます。特に施設に対する、よく気が付いてやっていただいたなと感謝しているんですが、ここでいくと、これまでこれからの議決の問題になりますけれども、そういうところの目配りも含めた支援というのはやっぱり大事になってくるだろうなというふうに思っていましたんで、これは本当によかったなと思っております。そういう中で考えた時に、もう一つは、こういう支援策を生活の困窮者の方たちに考えた時に、住民税非課税世帯が対象者とか、そういう考え方、捉え方がどうしても一般的とか、行政側としては一番説明もしやすいし、町民に対する、あるいは国民に対しても納得感も得られるようなくくりだと思えるんですが、果たしてそれでいいのかなというのが今回のこの影響に対する支援策のあり方として、今一度考えてみてもいいのかなというふうに思ったところです。これは

本町においても、いわゆる住民税均等割非課税者といえますか、そういう方たち、何て言うんですかね、課税になるにしても、べらぼうに高い所得があつてというんじゃないくて、この境界にいるような人たちがやっぱり私たちには、例えば福祉灯油の時もそうでしたし、子育て応援の、これは国も含めた考え方だったんですが、そういう子育て世帯に対するところもひとり親世帯なり、いろんな形でありますけれども、住民税非課税というのが大原則のような、対象者としてのくくりがあるんですが、今回、今、起きていこうとしている、こういう危機に対して、そこだけではなくて、もうちょっと何か広げた形で支援策をできるところ、方法っていうのがないのかどうか、この辺についての考え方をちょっとお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。そういうその大変さは分かるんですが、現在の住民税非課税均等割という、それをさらに広げるような考え方というのはできるかできないか。検討する余地があるかないかについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 住民税非課税基準での給付がベースになっているということに対して、その境界にいる方も大変だというご指摘だったと思いますけれども、おっしゃるとおりですね、確かに課税ということですね、減免が受けられなかったりですね、ほかの分野に対しても、いろいろと厳しい、何も減免が受けられないとかってということもあると非常に厳しいところだというのは認識しております。そこでですね、一定のですね、先ほど議員おっしゃられていたとおり、納得感が得られるような基準、これについて、いつも内部で協議しながら、なかなかうまく落としどころが見いだせないというのが実態でして、それについてもですね、何かギリギリのところを救えるかどうかということはずね、内部の中で協議はしていきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 私自身も非常にこれ悩むところなんです。やはり行政がやることはやっぱり公平感、平等感のようなものが非常に大事になってきますし、そしてもう一つはまわりの人たちの理解というの、当然、税金を使うということからいけば、求められることなんです。ただ、その狭間にいる人たち、狭間というか、その境界にいる人たちの生活実態を聞きますと本当にそうですよね。例えばこのことで、これは税だから、住民税の問題ではそれは勝手に変更することはできません。私たちが自治体も。ただ、こういう支援策をどうするかといったときには、自治体独自の考え方で、例えばこの住民税の関係でいけば令和3年度に、ちょっとこう修正があつて、今までの従来のやり方から、10万円、いわゆる非課税限度額を上げるという、10万円を国の方も財務省の側もやるということになって、それで非課税限度額の幅を広げてきてる経過にあります。これはやっぱり年金が減額するとか、いろんなさまざまなこともやっぱり国も無視できなくなって非課税限度額をどうしても上げていかなきゃいけない。そういう声もあつたからだとは思いますが、こと支援という形になれば町の町村の独自の支援ということになれば、そういったような方向で例えば均等割、非課税限度額を独自に割り増しして、例えば、それにプラス20万とか10万を超えても非課税限度額の枠内で、いわゆるそれは非課税限度額という言い方にはならないかもしれませんが、そういう形で整理する。そしてその受給者の、いわゆる支援の受給者の幅を広げるような、そういうことというのはやっぱりできないのかどうか。検討の余地がないのかどうか。この辺についてはいかがでしょうか。

これは私自身の本当の個人的な思いつきのようなどころもあるんですが、いろんな話を聞く中では、やっぱり一つのラインを引くという面では、税をそれで徴収するんじゃなくて、支援策の境界をどう決めるかという観点から、何か考え方としてどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） もし支援の幅の境界を定めるとすれば、そういった何かベースにしたものを基準に作っていかねばならないと思いますので、そういったことをご意見も含めてですね、内部で協議していきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） どういうかたがいかは私自身も正直言ってなかなか見つけられないんですが、やっぱり何かそういう工夫が求められてくることになってきそうな、そういう状況というのは、やっぱりありますので、ぜひお願いを、検討してみしてほしいなというふうに思っています。

次、これに関わりまして、もう1点、ちょっと心配というか、どうなのかなと思っているのが、教育長にお伺いしたいんですが、学校給食の関係です。先ほどから言っていますように、広範な食材費がどんどんどんどん値上がりしていく。そしてさらに来年以降に向けてどうなるかもちょっと何とも予測もつきがたい、そういう状況もありますけれども、この年内みても確実に上がるものが増えていく中で学校給食の、いわゆる食材費、いわゆる給食費、これを簡単に上げるなんて今の状況でいくと非常に難しいんで、この臨時交付金、今回出された臨時交付金の中には、そういう学校給食の食材費に使ってもいいよと。負担軽減のために使えることになりまして。いいですよということもありますのでね、そういった部分も含めて、まず現状はどうなっているのか。本町の学校給食の状況と先の見通し、そういう対策、対応、支援が必要にならないかどうかの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、工藤議員の方から給食の食材費の現状と見通しということで、2点のご質問がございました。

特に大きく取り上げられているのが小麦関係、それから調味料、油脂というのが、ここ最近値上げのしているということで報道等でも騒がれているところです。実際として、私どもの今、納入されている部分で、この小麦製品でいきますと、ラーメンですとかうどんですとかパンが代表的なものになっております。ラーメンでいきますと1割ほど、うどんですと8%ほど、パンでいきますと3%が現状の値上げの状況、昨年と比べての値上げの状況です。しかしながら、小麦を使った主食の部分だけですが、本町の給食は週5日のうち4日が米食ということで、麺、パンにつきましては週1回という部分です。この食材の金額の構成比なんですけど、昨年度でいきますと大体お米が7%、パン、麺も7%ぐらいということですので、全体ですとね、副食、主食合わせた中で小麦を主とした食の部分では7%ということですので、単純にちょっとこう計算をするとですね、大きな今、値上がりはしていないかなと。この部分で使っている部分については、大きな影響が今のところはそんなにないかな。単純に年間使ったとして、平均、先ほどの言った麺等の使っている部分は7%ぐらいですので、単純にこの食材費で掛け合わせますと大体12万ぐら

いの値上がりになるのではないかなと予想しております。ほかに調味料とか油脂もありますが、細かい部分ではちょっと計算をしておりますが、現状の中でいきますと、今のところ令和2年に給食材料費値上げをしております。その中で今のところはできるんじゃないかなと思いますが、工藤議員、先ほどからの質問の中にもありましたこの情勢は本当に来年度以降も含めてですね、見通しのつかない状況、大幅な値上がりがある可能性もあるということですね、その辺の推移を見守りながら、当面検討していきたいと思っておりますが、今時点では、給食材料費を値上げするということでは、今のところは考えておりませんので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 特別、対策、支援もいらないだろうということでしょうけれども、やっぱり先を見た時に、本当に心配な点というのはありますし、もう一つはやっぱり学校給食というのは、安いものをどんどん出せばいいというもんじゃない。お金に合わせて出せばいいというもんじゃない。年齢に応じた栄養素とか、そのために管理栄養士さんが献立を毎月とか、一定期間立てますよね、それに応じた必要なものということで用意してくださると思います。そのことからいけば、例えばこれはほかの管理栄養士さん、学校の、聞いた話ではやはり子どもたちに果物を食べさせたいけれども、十分な必要な量が確保できない。そういう話も出てきていますし、いろんな栄養素によっては用意して計画していたものが、ちょっとオーバーしちゃうと。そういうことで変更せざるを得ない部分も出てきてるんでということでも話も聞いてます。だから本町にしても、ほかの町であることはやっぱり自分たちの町でも起こり得るということも含めて、やっぱりそこら辺で、何でもいいんじゃないかと、当然そういう思いで献立されてると思うんですが、そういう部分も含めた中で今回の出されてる臨時交付金なんかも、それは保護者に学校給食費の補填というよりも、食材を買う時に、そこに充てると。全体で充てるというような形での方法も含めて、ぜひ検討することが、なければいいんですが、そういうこともやっぱりちょっと現場と十分、意思の疎通をしながら進めてもらえないかなというふうに思いますがいかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 工藤議員おっしゃるように、学校給食の材料費負担というのは学校給食法の中で施設の整備とか運営費以外の負担については、保護者負担というの決まって、おっしゃるように栄養バランスと量などをとりながら学校給食費を1食当たりなんぼって決めて、今、令和4年度の学校給食費の額でいうと1,800万ほどなんですよね。それで、これまでも材料費の高騰だったり、消費税の増税の部分で値上げをせざるを得ないということで、今までやってきた状況の中で、それがすぐ反映された中でやってきたかどうかというんじゃないかと、先ほど申し上げた栄養バランスや量を保ちながら、その中で何とか賄って来てやってきたという、もちろん値上げをすれば保護者の負担につながりますので、その辺の中から考えて、ただ、言われるように今の状況は非常に先行きが見通せない状況だということもありますし、それと今年度の臨時交付金については、そういうふうに支援はあるんですけど、次年度以降、そのことがあるかどうか分からない状況の中で、そこをこう慎重にやっぱり考えていかなきゃならない。それは直結して保護者への負担ということになりますので、それらも含めながら、交付金を活用するかというこ

とは内部的に検討させていただきながらやっていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 物価高騰等の問題については、もうこれで大体終わりにしたいなと思うんですが、本当に学校給食の問題でいけば、やはり先ほどから言っていますように子どもたちの成長の問題、それから健康の問題、安全性の問題含めて十分配慮したもので手立てをしていくということというのは大原則だと思うんです。そこに経済の論理というか、経済というか財政上の論理が入ってどうこうということで、それが阻害されるということだけは、やっぱりないようにするべきではないかなというふうに思っていますんで、別に来年度、交付金がなくなるとか、それは確かにあり得るかもしれませんが、全国的にこういう問題が訓子府だけではなくて起きたときに学校給食の無償化なんていうのは本来やっぱり国が憲法に基づいた中でやるべきことだったんです。これは当時のそういう文科省とのやり取りの中でも、学校給食法ができたときのやり取りの中でも無償化が当たり前だという論理から始まってきてるものでありますんで、やっぱりそれは一つの運動として自治体も含めて、教育委員会も含めてどこかにこう置きながらいくべきじゃないのかなというふうに思っています。

そんなことも含めて、この点について町長考え方があれば、簡単でよろしいんでお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、財政運営等の中からの影響、あるいはそのウクライナの関係でうんぬんで農業資材が上がっているということについては、私は4月から道内の農業環境基盤整備事業の副委員長になりましたので、これは今後政府等に厳しく要求していきたいと思います。今、町村会と道庁に国の農業政策についての精査をしていただきたいということをやっていますので、これらも含めて、町長としての努力をしていきたいというふうに思います。

それから生活の困窮者等々、非課税世帯のグレーの問題が出ていました。これは非課税世帯等、あるいは子育て世帯については今回の国の政策も5万なり、さらに道は1万円上積みするということで、町も障がい者に対しても同じようなことをやっていこうというふうにしています。これらの問題の不平等感といいましょうかね、こういうことでどうするかということで、今回、商品券の追加提案で1万円の提案をします。これは非課税世帯とかプレミアムとかというと、やっぱり一部負担になったり、いろいろありますから、所得の高い人にも配るのかということもありますけれども、消費を拡大させていくということも考えて、これは1万円が、今のところ、およそ5千万円ぐらいかかりますけれども、やるのがやっぱり多くの、最大公約数で、ある意味では支援できることになるんじゃないかということで、一つの政策だというふうにご理解いただきたいと思います。

給食の問題です。私のやり残した分で給食の無料化の問題が職員はやりたくないですよ財政のこと考えたら。しかし、町長として、これは今後どうするかという検討する必要がありますということをおっしゃるんですが、仮に食材費が上がって給食料を上げるなんてことがですね、教育委員会から提案があったら駄目って言います。それは臨時交付金は当然ですけども、一般財源を活用してでも、この時期で給食費を値上げするなんてことは私は認め

たくないというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） そういうかたちで進めていただきたいなというふうに思います。この学校給食に関しても何人かから保護者の方のお話を聞きますと、本当にこの学校、訓子府の給食は評判が良くて、子どもたちが学校から帰ってきて、今日の給食は本当においしかった。お母さん本当にこれはいいよという、何人かでも聞きました。確かに中学生1人、小学生1人いると、高学年ですけども、約9千なんぼ、毎月こっだけ払ってるんだ。でも私はこの子どもの喜ぶ、ああいう良かったという声を聞いて、やっぱり訓子府で良かったなって、学校給食通しても感じるんだという方が何人かいました。やっぱりそういうふうなことも含め、学校給食の持つ親子の対話もできるというような、そういう意味も含めての、やっぱり教育的な価値というのは、給食にもあるんだというところも再度ちょっと蛇足ですけども、お話させていただいて、次の問題に入りたいと思います。

次は、J R石北線の存続に向けての質問になります。町長にお伺いをいたします。

昨年3月に廃止された日高線に続き、今年になってJ R北海道が廃止・バス転換を求めた根室本線（富良野―新得間）沿線の4市町村は存続を断念し、バス転換の議論を始めることになっています。また、北海道新幹線札幌延伸に伴い、J R北海道から経営分離される函館本線・山線（長万部―小樽間）もバス転換に同意との報道が3月にありました。鉄道の維持・存続に向けて厳しい状況が続いています。よって、次の点について、町長の見解をお伺いいたします。

1、J R石北線存続の見通しと現在の状況は。

2番目です。特に、現在実施している農産物の貨物輸送（タマネギ列車）についての意義とその見通しは。

三つ目が、今後、鉄道の存続・維持に向けて何が必要と考えているか見解を伺います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「J R石北線の存続について」3点のお尋ねがございました。

1点目に「J R石北線存続の見通しと現在の状況」についてのお尋ねがございました。

国は、財政難のJ R北海道に対して平成30年7月に経営改善を求める監督命令を出しましたが、これは「徹底した意識改革と経営努力を履行させる」ことを目的としたものです。

J R北海道側も命令に基づき、令和元年度および2年度を「第1期集中改革期間」さらに、令和3年度から5年度を「第2期集中改革期間」とし、より一層の経費削減や効率化などによる経営の自立化に向けた取り組みを進めることとしており、国もこの取り組みを支援するため、約1,700億円を超える財政支援を決定しております。

J R北海道では、平成28年時点で「単独で維持することが困難な線区」を発表していましたが、その中には石北線の新旭川から網走線区も含まれております。

こうした線区を対象に設備のスリム化、利用の少ない駅の廃止などによる経費節減により、経営改善を進めようとしておりますが、石北線沿線でも人口減少に伴う利用者の減少、さらに加えて、想定していなかった新型コロナウイルスの影響による減収が続いています。

また、約100年を経過した老朽土木構造物も多く存在し、施設の維持管理コストの問題などの課題が山積しており、線路存続の見通しに対して明るい材料が見当たらないのが現状です。

2点目に「特に、現在実施している農産物の貨物輸送についての意義とその見通しは」とのお尋ねがございました。

当地域で生産される玉ネギや馬鈴しょは、通称「タマネギ列車」で都府県に運ばれております。平成21年度までは1日3便運行していたものが徐々に減便され、一時は廃止の危機にあったものの、北見市、美幌町、訓子府町、北見農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会北見支所で平成26年に北見地域農産物輸送促進協議会を組織し、輸送用コンテナ68基を導入し、JR貨物に寄贈することで「1日1便」を維持してまいりました。

都府県から遠く離れた当地域において、また、食料供給基地としての機能を果たす上で物流は最も重要であります。

JR貨物北見営業所による農産物の貨物輸送実績は、ここ数年30万t前後で推移しており、輸送車両種別に見ますと、鉄道輸送が約2割、トラック代行が約8割となっております。

一方、近年トラックドライバーが不足しており、鉄道による輸送は今後ますます重要になると認識しております。

現在JRでは、1点目でも申し上げた「石北本線の単独維持困難路線の問題」のほか、北海道新幹線の札幌延長に伴う高速化で新幹線がトンネル内で貨物列車とすれ違う際に速度を落とさなければならない「青函トンネル共用区間の走行問題」や「新幹線化に伴う函館～長万部間の並行在来線問題」という三つの問題があり、それらの対応が求められているところであります。

特に、新幹線化による函館～長万部の路線存続問題については、沿線自治体だけの課題のように認識されがちですが、本州と北海道を結ぶ貨物鉄道の要と言える線区として北海道全体で議論をしていく必要があると認識しております。

鉄道の維持は、農産物の大量輸送を今後どう確保していくのかという問題と直結しており、オホーツク圏の農産物を安定的に輸送し遠距離コストの優位性に優れ、2050年カーボンニュートラルの実現に向け環境にもやさしい物流手段として、欠かすことができないものであります。

昨年9月の自民党移動政調会をはじめとして、本町およびJAきたみらいから強く要望しており、JR貨物が維持できるような仕組みづくりを進めたいとの回答をいただいておりますが、決して楽観視できない状況であると捉えておりますので、今後においてもその動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

3点目に「今後、鉄道の存続・維持に向けて何が必要と考えているのかその見解」についてお尋ねがございました。

巨額の累積赤字を抱える国鉄は、民営化によることでしか改革できないという結論のもと進められてきました。その時、JR北海道を支えるための「基金の運用」という仕組みが今日の低金利の中で破綻しております。

また、そもそも鉄道事業は大都市圏の一部を除いては赤字であることが多いことから、

欧州では赤字だけを理由に廃止することはなく、国や州がしっかり支援している点を指摘する専門家もいます。

国は、国鉄が分割民営化された経過を冷静に振り返り、経済性だけでなく、鉄道のもつ公共性、環境性なども含め、鉄道事業の位置付けを再検討するべきだと思いますし、そういった視点に立ち、多様な地域公共交通の形態や運営のあり方の議論が必要な時期に入ってきたと考えております。

私は令和2年11月に開催されたオホーツク活性化期成会石北本線部会場で北海道、道議会、道内自治体が一体となって、JRの必要性を国に発信していく必要性とあわせて道民へのPRも大事であると主張しました。

今後も各関係機関とともにJR石北線、JR貨物の存続・維持に向けて、こうしたことも含め、国やJRなどに要望・要請をしていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） それでは、何点か質問は考えていたんですが、時間の関係もありますので、一つに絞っていききたいと思います。

これは貨物輸送というか、今の回答の中でも言われていましたけれども、いわゆる玉ネギ列車、農産物の輸送に当地域がどのような形で関わってきているか、特にこの点について、ちょっとJAきたみらいの方とちょっといろいろお聞きしまして、その中での数字をちょっとお伝えしたいと思います。その中でやっぱりこの地域にとってJR貨物、JRの存続というか存在というのは、やっぱり意味があるんだというふうに、将来に向けて意味があるんだというふうに捉えていただければいいかなと思います。令和3年産の玉ネギで言いますが、JAきたみらいとして、JRコンテナ出荷総数量が513万2,659トン、513万2千トン、JRを使って府県にもいっています。違います。ごめんなさい間違いました。数量でいくとそんだけで、総数でいくと10万2,653トン、これは総出荷数量に対する割合が約5割だそうです。そのうち、いわゆるタマネギ列車として、北見から旭川までの分が10万2,653トンのうち、35%が昨年は貨物で行ったと。例年であれば、取扱量がもう10%ほど上がるらしいんですが、昨年は降雪の影響等で汽車が止まったとか何とかで10%ちょっとダウンしたという話は担当の方が言っていました。そして、玉ねぎだけじゃなくて、馬鈴しょもやっぱり行っているんですね一緒に。タマネギ列車というふうになってますけれども、玉ねぎのほかに馬鈴しょが北見から行くのが1万4千トン余り。総出荷量に対して約40%がやっぱり国鉄の貨物を使って行っているということらしいですよ。そういう点からいくとJAきたみらいとしても、これからの脱炭素の問題含めて、2030年、50年問題含めて、やっぱり北見の農業の玉ネギの価値、馬鈴しょの価値がそういう努力をしながら脱炭素の方向で販売してくという、そういう部分の意味というのは計り知れないものがあるんじゃないか。それをどう支えていくかということになるとやっぱり鉄道の維持、存続、これがJAきたみらいにとっても大変大事なものだという話を伺いました。その中で、もう一つの課題としては、JRが駄目だったらトラックがあるべと言うんですけれども、トラックもやっぱり限界があると。運転手がいないんだと。そういうことが北見通運の方が言っていましたので、こういうことも含

めると、やはりJRをどうやって石北線を、鉄路を残していくかというところでは、やっぱり今大変な岐路に立たされてくるのではないかなというふうに思います。先ほど町長の答弁の中でおっしゃられてますけれども、活性化期成会だとか、そういった中で大いに声も発揮していただきたいんですが、まずこういったことを維持をするためには、私はやっぱり自治体に負担を求めるやり方では決して駄目だと思うんですよ。やはりJR北海道、そして国、道がやっぱりしっかりとした認識を持って存在意義を認めながら真剣に取り組んでいただくことがやっぱり大事ではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まったく同感です。この間、北見地区農業振興協議会の会議でも私は大坪組合長にJR貨物の問題について、あなたはどうかという質問をさせていただいたら、今、工藤議員がおっしゃったとおり、まったく同じ同感の意見だと。しかも今回このような状況の中で、例えばウクライナの戦争です。あそこが穀物をもう可能な限り輸出してるというのは、もの凄い鉄道網が敷かれています。やっぱりヨーロッパはそういう点で言うと環境、ゼロカーボン、こういったことがもう先駆的な役割を果たしているという点から言っても、とても必要なことだというふうに考えます。あらためて、私は30年たったJR、そして1,900億円程度の資金で満足している状態では何の解決にもならないという立場で、これからも強く要請してまいります。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） そういう方向でいかなければやっぱり解決していかないと。そこに打開策を求めていかなければ、やっぱり本当の意味での鉄路の維持ということにはなっていないというところにやっぱり腹を据えた対応が求められるのかなというふうに思っています。特に北海道、道のことをちょっと言いますが、そのうち私も振興局の方でちょっといろいろな交渉があつて話をしたいなと思っているんですが、道の開発予算7千億円余り、2022年度も出しているんですけども、予算化しているんですが、そこに鉄道の存続に向けた予算は一つも入っていないんですよ。7千億弱の予算の中に。ほとんどが道路と港湾、それと農業予算、当然結構比重は高いんですが入ってますけども、これだけ鉄路の問題で地方が存続に向けて大変な思いをしながら、廃線だ、バスだ、いろんな議論をしながらやっているところに北海道が関わろうとしてこない。それは全部、国なりJRの問題なようなことでやっていますが、ぜひ道の方にも開発予算7千億円のような中に、やはりJR問題もきちんとこう位置付けるような、そういうことをやっぱり町長の方からも活性化期成会の方からも具体的に示してもらおうという方向で進めていただきたいというふうに思うんですが、最後にご回答をお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ^{おお}仰せのとおりというか、主張のとおりであります。私も開発予算を毎年説明を受けてますけども、JR問題については1円たりとも考えられていない。鉄路と陸路と空路、これらを一体的にやっぱり整備していくという主張はやっぱり大事なんじゃないかなというふうに思いましたので、引き続き、期成会等を通じて主張してまいりたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） ちょっと不消化の部分もありますけれども、時間もありますので、

これ以上進めるとまたおかしな延長にもなっていきかねませんので、これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 9番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

商工業者を支える施策のこれからの考えについてということで、町長に伺います。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るってから3年目を迎えます。訓子府町は従来から商工業者を支えるため、さまざまな施策を行ってきていますが、事業開始から年数が経過しているものも多く、さらにはコロナ禍によって大きく状況も変わってきています。

事業の現状、課題なども多く見えてきたと思いますが、次の点についてお伺いします。

一つ、今年度もひと月ほどで申し込みが終了した「住環境リフォーム促進事業」ですが、まだまだリフォームを求める声も耳にします。

声が多くなった場合、補正予算で対応するなど、今後の対応や考えを伺います。

2、店舗新築もしくは空き店舗活用により新たに営業を開始する事業者などへの支援である「店舗出店等支援事業」ですが、なかなか空き店舗も少なくなっているのが現状だとは思いますが。空き家バンクと併用するなど、これからの考えを伺います。

3、今後も安定した営業のために「店舗改修事業」で対象外になっている改修工事を伴わない大型の備品購入などを補助対象にする要綱の改正の考えは。

4、まだまだ先が見えないコロナ禍ですが、近隣の自治体では、プレミアム付き商品券を発行するなど、商工業の活性化のための施策などを行っていますが、今後の本町の考えを伺います。

5、本町の商店や飲食店などをPRすることが必要と思っており、観光も合わせたパンフレットを「地域おこし協力隊」「商工会」などが一緒に考え、訓子府町独自の新たなパンフレットを作成する考えは。

以上、5点を伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「商工業者を支える施策のこれからの考え」について5点のお尋ねがございましたのでお答えいたします。

1点目に「住環境リフォーム促進事業について、補正予算で対応するなど、今後の対応や考えは」とのお尋ねがございました。

住環境リフォーム促進事業については、商工会が事業主体となり実施要項を定めて行っている事業であります。

令和元年度に当初予算400万円を計上していましたが、早々に予定枠に達したことから、200万円の予算補正を行い、それ以降、商工会からの要請もあり当初予算で現在の600万円の予算計上を行っているところです。非常にニーズが高く、毎年度途中で予定枠に達しており、今年度についても、ひと月ほどで予定枠に達したということですが、単費であり財政規律のもと一定の予算規模を設定する必要があること。また、事業者によってはこれ以上受注することは難しいという話も伺っており、予算補正の対応は考えておりません。

来年度については、政策予算となるため事業の継続は未定となりますが、事業主体である商工会において、事業の継続等についてあらためて検討いただきたいと思います。

2点目に「店舗出店等支援事業の空き家バンクと併用するなど、これからの考えは」とのお尋ねがございました。

店舗出店等支援事業については、空き店舗を減らすことが大きな目的のひとつでもあります。空き店舗の利用に限らず新築や住宅を改修した場合にも適用されます。また、昨年度からは第二創業も対象としており、現行の制度で十分対応できていると考えております。

3点目に「今後の安定した営業のために店舗改修事業で対象外になっている改修工事を伴わない大型の備品購入などを補助対象にする要綱改正の考えは」とのお尋ねがございました。

店舗改修事業については、あくまで店舗を対象とした事業であり、質問にありますとおり工事を伴わない備品整備は対象外となっております。

なお、備品の整備については、中小企業特別融資制度の融資が受けられ、利子補給も行っていることから、現状での要綱改正は考えておりません。

4点目に「まだまだ先が見えないコロナ禍ですが、近隣の自治体では、プレミアム付き商品券を発行するなど、商工業の活性化のための施策などを行っていますが、今後の本町の考えは」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の感染者は減少してきているとはいえ、依然として収束が見えない状況です。さらには、原油の高騰、物価の上昇などにより町民、事業者にとって経済的な影響が続いています。

今回、追加提案で全町民に1人当たり1万円分の商品券配布を提案させていただきますが、その後も状況を見ながら町民の生活安定と商工業の活性化のための施策を検討していきたいと考えております。

5点目に「商店や飲食店などをPRすることが必要と思っており、観光も合わせたパンフレットを地域おこし協力隊、商工会などが一緒に考え訓子府町独自の新たなパンフレットを作成する考えは」とのお尋ねがございました。

町では商店や特産品、イベント、移住支援制度などを盛り込んだ観光パンフレットを毎年度リニューアルして発行しております。

また、現在、地域おこし協力隊員が任務のひとつとして、移住者の視点で町を紹介するパンフレットの作成にも取り組んでいます。内容は町の概要、サービスや制度の案内、町内の主要施設や飲食店などを表記した町内マップ、さらには移住者に向けた情報提供などを予定しています。作成にあたっては、商工会などにも意見を聞いて進めているところで

あり、町の商工観光振興に役立つことを期待しております。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 何点か再質問させていただきます。まずですね、住環境リフォーム促進事業ということで、答弁ではですね、予算補正の考えはないということでしたが、ここ数年600万円という多額の予算規模にも関わらずですね、ひと月ほど予定金額に達するというので、大変町民の皆さんには喜ばれており、大きく活用されている事業でして、まだまだ需要のあることだと思っています。8年ほど経過していますが、一度リセットということもありましたが、商工業者にも大変感謝されている事業でありますし、来年度は政策予算ということですので、今後の事業展開はまだまだ分からないというのが現実ですが、商工会の声を聞きながら続けていってほしいとは思いますが。また、住環境リフォーム促進事業にはですね、今のところ含まれない町の工業系の事業所もたくさんあると聞いています。例えば石材工業でお墓のリフォームや墓じまいに対する補助をしてほしいとか、今年度新しい事業として不良の空き家を除去する補助金もできましたけれども、それとは別に普通の物置や家の解体などに解体業者に対する補助など、まだまだ助けを求めている商工業の事業所もたくさんあります。ほかにも車庫の改修や住宅周辺の整備など、要綱に当てはまらない場所のリフォームをしてほしいという声も多く聞きますので、ぜひこの事業、単費ということではなかなか難しいところもあるとは思いますが、その分ですね、国や道の補助をうまく活用した制度も検討していただけないかなと思いますが、その点については、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 住環境で対象外の事業ということだと思うんですけども、町長の答弁にもありましたとおり事業主体、商工会ということで来年政策予算で事業の継続等もあらためて検討していただきたいということで、先ほどお答えしております。その中でこういうのを必要じゃないとか、ぜひ要望上げていただければ、できるかどうかは別にして、谷口議員おっしゃられたこと自体は商工会の事務局では正式に話いただいてませんので、ぜひ、そういう要望もあるということで上げていただければと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） そうですね、来年度の予算要請というところあると思うので、またそういう事業所の声も商工会にも届けまして、ぜひですね、予算実現に向けて動いていただきたいと思えますし、役場の職員の皆さんはですね、補助金の情報収集といいますか、素晴らしいとは思っています。ぜひですね、いろいろな商工業に対してですね、活用できるものがあれば、各課でですね、その予算を取り合うぐらいの手を挙げていただいて、町民のために補助制度や情報発信をしていただいて、商工業者に支援をするための補助などを見つけていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の店舗出店等支援事業になります。平成26年から始まりまして、昨年までで19件の新規出店や第二創業としての支援が行われてきていると思えます。これは空き店舗対策などにも大きく役立っていると思えますし、店舗を継承して同じ業種を

始める方や町内になくなってしまった業種を新しく始めるなど、大きく町民の皆さんの生活にも欠かせない事業だとは思いますが。今年度ですね、今の現状で相談が来ているのか、新しい事業所の方から、また今の要綱では商工業者に限るとなっていると思うのですが、農業関係者の方が事務所などを活用したり、新しく新規出店したいということの相談などは今まで来たことがあるのか。また、そのような場合はどのような対応をしているのかをお尋ねいたします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） まず、今年度、相談がきているのかということですが、昨年度からですね、昨年1件が上がって、それは予算にも上げてたんですけども、ちょっと土地とか建物の関係の整理つかなくて、今年度にといいことで、これから申請上がってくるんでないかと思うんですけども、それがまず1件あるのと、あと相談に来てたのは2件ですか、2件相談に来て、あとそのうち農業の関係のが1件、お話がありましたけども、要綱上は基本、商工業だということ、今のところは農業の部分は対象にならない。例えば農家の方でいくと住宅の方まで事務所になるのかなとか、その辺も出てくると思いますんで、今のところは商工業の振興だということ、農業の分は対象にしてないということ、ただ、6次化とかで、物を加工して売り出すとかそういうものであれば商工も関係するかなと思いますんで、それは出てきた時に相談したいと思いません。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 何件か来ていらっしゃるということで、本当に町民にとって、町外から来る方もいらっしゃると思うんですが、いい事業だなと思っていますし、農業の方、今、事務所程度ならちょっと厳しいという話もありましたが、商工業者だけでなくですね、この事業を使って出店したい方は商工会員にもなっていたらいいということで進めていると思いますので、ぜひ条件に合っているようなことを進めていただきまして、さまざまな方にですね、活用していただける事業にしていただきたいと思いますし、業種にしばられることのないような制度にしてほしいなと思います。空き家バンクについて、昨日、西山議員の質問でもありましたが、今年度に空き家の実態調査を行うということですね、空き家も数が増えていくのかなとも考えられますし、空き家対策総合支援事業の活用によってですね、空き家を使ってのコアキングスペースやサテライトオフィスの活用も今後考えられるのかなと思います。今後ですね、空き家を活用して開業などをされる方も考えられると思いますが、今、空き店舗になりますと、今先ほど何件かあったと言いますが、もしかしたら空き店舗がなくてという話もあるかもしれませんが、現実的に空き店舗少ないんじゃないかなというふうに思っています。今までは本当に19件ということで空き店舗、新規も含めてなっていますが、現実的に空き店舗となっても今まで商売している方が住んでいる。なんで水回りが住宅と一緒にだとか、トイレがないだとかという問題もある店舗もあるというふうに聞いています。以前でも賃貸の時のですね、大家さんに対する補助も要望したことがあります、その辺を含めて、今後ですね、空き店舗バンク、また、土地の新築や住宅新築にも活用できるような、なかなか需要と供給が合っていないのかなと今、思います、土地の問題ですね、それを含めた空き地バンク、利活用がしやすい要綱の変更などを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう

か。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 空き店舗バンクですか、何て言ったらいいんでしょう。実際に今、空き店舗、その水回りが整備されていないとあって空き店舗はチラチラあるのは承知してます。その部分が登録したらなるかどうかというのは、登録してみないと分からないんですけども、そういう要望が多ければ、やることも検討しなきゃならないかなと思って、今は考えました。

あと、空き地ですけど、ちょっと考えたことないんですけど、空き地でいくと、かなり点々と空き地あると思いますんで、それを管理して、管理というか登録して整理するというのが、今、聞いた中ではちょっと今のところ難しいのかなということだと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 空き店舗、空き地含めてですね、ちょっといろいろ協議していただきたいと思いますが、今、コロナ禍だからできる移住・定住が今いろいろ田舎に移動したいという方が増えていると思うんですが、後継者がいない事業所への第三者継承などですね、それからU I Jターンで首都圏から移住者に働きをかけることもしてくるだとは思うんですけども、そういった方々をですね、受け入れることができる事業所、空き店舗、さっき言った水回りもあって大家さんが住んでいるなどもあると思うんですが、そちらの方へのまず理解をですね、貸せるのかどうか、そうやって住んでいるけども、店舗だけは貸せるのかということの事業者の理解を深めるための説明や方法なども取り組んでいただいて、説明会などもしていただいで、どんどん移住定住に生かしていただければなと思いますので、そちらの方はよろしく願いいたします。

続きまして、3番目の店舗改修事業になります。

平成26年から令和2年までですが、34件の改修工事を行っていると思います。先ほどの答弁では要綱の変更はないということをおっしゃっていましたが、新型コロナウイルス対策店舗等改修補助金では感染防止対策として1万円以上の備品購入に今使えるようになっていると思います。コロナ対策の対象にならないものがほとんど多いと思いますが、コロナ禍においてですね、売上げが減少しているにも関わらず備品の故障などでですね、買い替えをしなければならない状況もあると思います。その場合の経営をひっ迫する可能性もあると思いますし、1万円以上の先ほど言ったコロナの対策の1万円以上の備品と言いますが、例えば30万円以上の資産となるような高額な備品など、そちらの方を購入する場合、店舗の一部としてですね考えていただいて、結構、冷蔵庫を買いたいんだけど買えないんだと。商売がなかなかできないんだって声も聞いたこともあります。その場合、厳しくいろいろな審査も必要だとは思いますが、検討をしていただけないか。再度お尋ねしますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今現在では店舗の改修が主でやっている要綱ですので、今年度については、改正を行わないということで説明させていただいたと思います。備品、これも先ほど町長の答弁にもありましたけども、中小企業特別融資制度の融資が受けられます。コロナで減少してるといふことであればセーフティネット4号というやつがありまして、それを受けると利子補給

プラス保証料全額町で今出してますんで、今のところはそれで対応していただいて、ただ、先ほど谷口議員おっしゃるとおり、時代はこうどんどん変化して行って、そういうのが必要になってくる場面も出てくるかと思っておりますので、それについては状況を見ながら考えていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、店舗改修をする場合に一緒に備品購入なども考えられることもあります。入れ替えなどもあると思っておりますので、今後検討していただきますし、新規だけではなくてですね、既存の店舗の安定した経営のためにも、いろいろ新しい要綱変更などを検討していただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

続きまして、4番目になります。

コロナ禍になってから、さまざまな商品券を発行してきていると思っております。今回も全町民に1人当たり1万円の商品券を配布するという提案もされていますし、少しずつ以前の生活スタイルには戻りつつありますが、まだまだ厳しい状況が続いているのが現状だと思います。それに加えですね、原油の高騰、物価の上昇など、町民の皆さんや商工業者の皆さんも大変苦労されているのが現状です。道の補正予算が発表されましたが、物価高騰の対策として、売り上げが減少した小規模事業者への支援金ですね、それから市町村発行のプレミアム付き商品券に対する支援を行うとなっています。先ほど工藤議員の質問の中にもありましたけども、農業生産者への資材の値上げにより消費者への影響も考えられるということで、これからまだまだ町民や商工業者には大変な状況になると思っております。道の支援というのがありますけども、町独自の支援ということで商工業の活性化に直接関わってくると思うんですが、プレミアム付き商品券、これから発行していただいてもいいと思いますし、また違った各事業所への支援なども考えていただけないかなと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今日の新聞報道ですね、道の支援ということでありました。プレミアム付き商品券については、先日、町に調査依頼がきてましたけども、前回とかやっているプレミアム商品券と同じで10%分プレミアム付けた10%分を道でみますよということなんで、これは市町村がやったものに対して補助するということになります。あと売り上げの減少の支援金ですけど、これについては、道が独自にやっているものでございまして、町としても先ほどの交付金ですか、検討はしたんですけども、まずは町民が一番影響を受けているということでの交付金の使い方ということで、今、原油というかちょっと燃料は下がってきている状況ではありますけども、ちょっと今後どうなるか分かりませんので、それは注視しながら必要な対策を考えていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 油などは以前の倍ぐらいの値段になっておりますし、先ほどの給食の関係もありますし、本当に値上げ、値上げで飲食店など大手チェーンも値上げをしているという現状も続いておりますので、今の時代ですね、本当にこれからどんどん大変になっていくと思っておりますので、道の支援もあるとは思いますが、国もあると思っております。町としてもですね、それに一緒になって大変な皆さんへの支援を行っていただきたいと思っております。それに本当にさまざまな場面でいろいろライフスタイルも変わって

いると思いますので、本当に訓子府町は、なかなか都会ではコロナ禍も少しあけてきて良い状況になっているという話もありますが、やっぱりこちらの方にはなかなかそういう風がまだ吹いてこないのが現実ですので、ぜひですね、本当に元気な町を作るためにもより一層のご支援をお願いいたします。

続きまして、パンフレットの作成になります。

現実にパンフレットは進んでいるという答弁を聞きまして安心しているところですが、過去に本町でもですね、さまざまなパンフレットを作成していると思います。今回私がこの質問に至るにあたって、5月に高知県大川村で開催された小さくても輝く自治体フォーラムに参加させていただきました。そこではさまざまな自治体のパンフレットが持ち寄られていましたので、本当にその中のパンフレットを見てきたんですけども、本当に見たい知りたい情報が載っている1冊、もう情報雑誌のようなものを皆さんが作っている。そんなパンフレットがたくさんありまして、本当に見るだけで本当に書店に並んでいるような雑誌じゃないかなというものもたくさんありました。本町でもですね、ぜひ本当にパッと見て目に付くようなパンフレット、バスにも置いたりするという話もありましたので、ぜひですね、持って帰ってみんなが見るようなパンフレットを作っていただきたいと思いますが、今現在ですね、どのような感じでパンフレットを作成しようと思っているのか。まだ始めたばかりかもしれないませんが、どんな状況かを教えていただければと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 地域おこし協力隊員に今パンフレットを作成していただいているんですけども、それについては、地域おこし協力隊員自体が今、京都から来て移住者ということで、そちらの視点も取り入れて作りたいということで作成してます。全然、今作っている最中で表に出せませんということだったんですけど、いいからよこせてことでちょっといただいたというか見てきてるんですけども、中身的はですね、今まで町で作っているパンフレットをまず網羅して、例えば主要施設の紹介とか地図マップだったりとか、あと特産品の紹介や、あと訓子府町の天候とか気温なども書いたり、あと災害が少ないということで移住者に安心して生活できますとかということを書いています。それから移住支援の制度も載せてますし、あと移住者のインタビューなんかも入れたいということでページ設けているようです。それから移住してきて訓子府と例えば東京ですとか、そういうとこの生活費のどれぐらいかかるかとかというシミュレーションなんかも入ってます。あと観光部分でいけば、例えば私たちでは当たり前になって、あまり気付かないんですけど、地域おこし協力隊がSNSでいろいろこうあげているんですけども、それらも含めながら、訓子府ではこういうところいいですよとか、そんなのも含めたパンフレット、これ枚数でいくと、すごいページ数になっているんですけど、そんなのも含めて、印刷をどうするかとか、その辺は出てくるんですけども、今のところはそうに地域おこし協力隊で作成している。それから商工会でもパンフレット作りたいということで話あったんですけど、じゃとりあえず、今ここで地域おこしにどのようにしたらいいかという意見を取りまとめしてやろうかということで話してますので、いつできるかちょっと確約できないですけども、今、作成段階でございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ボリュームのあるパンフレットができるんだなと思って楽しみに

しておりますけども、今ちょっと観光の部分、ちょっと少し触れられたと思うんですけども、町長にお伺いしますけども、訓子府町の観光といえば何と考えますか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まとめて話をさせていただきたいと思います。谷口議員の質問、全体を通じて、私たちは予算化する。これは町長が政治家として政策的なプログラムに基づいて発案するというのが1点。もう1点は、総合計画等や年度で予算策定します。農林商工課が、その時に関係団体の意見を聴取して、そして具体的に予算を提案すると。この二つが大きいものです。ですから、ぜひですね、全体の中で出てたいろいろなアイデアですね、これについては、商工会なりが担当課の農林商工課に発案して、そして、ぜひですね、予算が具体的になるような営みをさらに強固にさせていただきたいと私は思います。今言った政策的な予算については、来年は7月執行になりますので、それにしてもやるかやらないかというのは判断がありますから、ぜひ次期候補予定者、あるいは考えられることを含めてですね、熟成していただきたいなというふうに思います。

それから、うちのパンフレットです。これです。これは谷口議員たちよりももっと若い子たちが修学旅行で札幌とか函館で訓子府のアピールをやったんですね。そのときに手書きで作ったパンフレットで非常に分かりやすかった。うちの方でパンフレットはこれ1冊あれば町が分かるというパンフレットを作るということで中学生に学ぶということで、これをやった。これをJRや北見バスやいろいろな中に入れて道庁にも置いたりとかいろいろしているんですけども、ただ、目にパッと映るかどうかということから言うとまだ物足りないのがありますし、独自のパンフレットも含めてという点でいくと課題だなと思いますので、ぜひいろんな提案をお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 観光を含めてあれですけども、パンフレット作成ということで、本当に今、先ほどの課長の答弁にもありました地域おこし協力隊の方がSNSで訓子府のいいところを発表しているんだなと思いますけども、ぜひですね、訓子府町に長年住んでいるともう当たり前になっていることが大変多いと思います。町外から移住した方の注目して町の良さを宝物を見つけてほしいと思いますし、そういった点ではですね、協力隊の働きに期待していますし、楽しみにしているところです。

あとですね、よく最近見かけるのが、町のPR動画などを作っているところもたくさんあると思います。そんなものも作ってもらいたいなと思いますが、今、町長、政策の話もなりましたが、そんなところは考えていないのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今時点では動画の撮影をしてというのは考えておりません。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、本当に商工業の発展も含めまして移住・定住、いろんな意味で、そのパンフレットを作ってもらってのPR、それから動画などの、ホームページなどに載せての発信などもしていただきまして、訓子府の良さをどんどん知ってもらうための活動もこれからしていただきたいと思いますし、先ほど、最初に戻ります

けども、商工業、本当に大変なところもありますので、皆さんのお力をお貸しいただきまして、最初に戻りますが、国、道、町として、商工業発展のためにお力をお貸しいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。その点について、町長よろしいですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、PR動画については、今のところは検討してませんが、そういうことも含めてですね、ぜひ提案していただきたい。今年の商工会の総会で私の挨拶を副会長の谷口議員は知っていると思っておりますけども、お待ちしてるといふかね、積極的な提案をしてください。カードの問題、オホーツクカードの次に続くもの、もう既に何人かの方が私のところに来て、置戸町はもうこんなことをやっていると。商工会が独自に動き出しているということも聞いていますので、ぜひその力を商工会が一つの力にして行政に発案、あるいは提案を喜んで私どもは受けて立ちたいと思っておりますのでお願いしたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 商工会と一緒に協議しましてですね、新しい商工会支援のための施策を町長にお願いするために検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次の質問に入りたいと思っております。

時代のニーズにあった公共料金の支払いについてということで町長に伺います。

今年5月から北見市でも始まった水道料金・下水道使用料をスマートフォンで決済ができる行政サービスですが、今後さまざまな自治体で小銭を直接やり取りをしない方法に変わっていくと考えますが、本町のこれからの考えをお伺いします。

1、収納代理金融機関であった金融機関の数が減り、今後も手数料の問題などもあり、取扱機関の検討も行っていくとは思っています。これからの時代ニーズにあわせ、さまざまな公共料金の支払いにキャッシュレス決済を導入する考えは。

2、なかなか日中に支払いに行けない方も多量中、24時間開いているコンビニエンスストアなどでの支払いを望む声も多く聞こえます。

本町でのコンビニ支払いを導入する考えは。

以上、2点を伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「時代のニーズにあった公共料金の支払いについて」2点のお尋ねがございましたので、お答えいたします。

1点目に「これからの時代のニーズにあわせて、さまざまな公共料金の支払いにキャッシュレス決済を導入する考えは」とのお尋ねがございました。

キャッシュレス化は国を挙げて推進している施策であり、令和元年6月21日閣議決定の「成長戦略フォローアップ」において、2025年までにキャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指すとしております。

行政においても、国のIT新戦略において、デジタル強靱化社会の実現を掲げ、その中で行政手続きのオンライン化をはじめ、地方公共団体のデジタル化も重要施策として位置付けられており、キャッシュレス化もそのひとつとされております。

現在、本町の税、使用料をはじめとした公共料金の納付方法につきましては、役場や指定金融機関、収納代理金融機関の窓口での納付書による納付、北見信金、きたみらい農協、郵便局の口座からの口座振替、個人住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの年金からの特別徴収、個人住民税の給与からの特別徴収がございます。

また、個人住民税の給与からの特別徴収と法人町民税につきましては、エルタックスの共通納税システムによる電子納付も利用が可能となっております。令和5年度からは共通納税システム対象税目に軽自動車税と固定資産税も追加されることとなりました。

ご質問いただきましたキャッシュレス決済には、多種多様なものがあり、主なものをあげますと「クレジットカード」「電子マネー」、バーコードやQRコードなどによる「コード決済」がございます。

これらのキャッシュレス決済のメリットは、納付者がいつでも、どこでも、自宅からでも納付することができ、利便性が高いことなど、住民サービスの向上が図られる点であると考えます。

しかし、導入にあたっては各業務システムの改修が必要となります。業務システムに関しましては、現在、国が進めているデジタルトランスフォーメーション推進計画による「自治体情報システムの標準化・共通化」について、令和7年度までに実施することとされており、現システムの改修を行うことは、経費の二重投資となることから、現段階でのキャッシュレス決済導入は難しいと考えています。

今後につきましては「情報システム標準化・共通化」対応の中で、近隣の自治体の導入状況や財政負担を考慮しながら検討してまいりたいと思います。

2点目に「本町でのコンビニ支払いを導入する考えは」とのお尋ねがございました。

現在、全国のコンビニ店舗数は5万8千店舗を超え、24時間営業している店舗も多いことから世代を問わず広く利用されております。

本町にも2店舗のコンビニが所在しており、高齢者にも利用しやすく非常に便利で身近な存在となっております。

コンビニでの支払いは役場や金融機関が閉まっている時間帯でも納付することができ、キャッシュレス決済以上に高齢者にとっても非常に利便性が高いものと考えます。

しかし、導入にはキャッシュレス決済同様に各業務システムの改修が必要となることから、今後の「情報システム標準化・共通化」対応の中で、キャッシュレス決済と合わせまして検討してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） キャッシュレス決済ということで、今、導入はなかなか費用の面もあり、まだまだ時間がかかりそうな感じなのかなとは思いました。ですが、これからはやはりですね、そういった時代になっていくものだと思いますし、北海道の自動車税などはクレジットカードの決済もできるということで、現金納付だけではなくクレジットカードを利用した支払いなども使えるようになってきていると思います。キャッシュレスの中でクレジットカード、電子マネー、バーコード、QRコード決済ということでご答弁いただいておりますので、クレジットカードもその中の一つになるのかなとは思いますが、やはり

なかなか日中仕事をしている方は支払いに行く金融機関に行けない、役場の窓口に来れないという方もたくさんいると思います。その中でやはり先ほど言いましたQRコード、キャッシュレス決済ですけれども、それに合わせたコンビニ払いというのも本当に重要になってくるのではないかなと思います。コンビニ払いも同じようにですね、今後検討していくというふうにご答弁いただきましたので、考えていていただきたいと思う訳ですが、なかなか本当に近々に聞いた話では、いや全然払いに行けないんだよという方もいらっしゃいました。そういう方のためにもですね、早急に話をまとめていただきたいなと検討していただきたいと思いますし、一つお聞きしますけれども、こういうキャッシュレス、コンビニ払いというのは、いろいろな経費かかると思うんですが、経費の部分などをですね、広域的に何か所かの自治体と合わせて案分するだとか、そういうことはできないのか、またですね、さまざまな個人の支払いがあると思うんですが、各課にまたがってたぶんいろいろな納付書があると思うんですが、そちらの方を口座引き落としにしない方は本当に金融機関や窓口に来て払うということになると思うんですが、何枚もの支払いの用紙を持って行って日にちが違うものを払いに行くということもあると思います。そういうのを一元化するようなシステムの考えなどはないのかなと思うのですが、そちらの方を伺います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 広域での共通の運用ですとか、納付書を一元化し、たくさんにならないような仕組みが作れないかといったご質問だったかと思いますがけれども、それぞれの税ですとか、住宅ですとか、それぞれ制度の問題もございますし、それからシステム自体がですね、統合できるかどうかという技術的なこともございます。あとコストの問題もあるんですが、それらのことをすべてクリアしないとなかなか実現が現段階では難しいのかなと思われま。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） なかなか費用対効果というたぶんお話になるんだと思うんですが、なかなか費用対効果、町民サービスに費用対効果と言ってしまうと進まないところもあると思いますので、ぜひですね、そういう町民の声もあるんだということで、そちらの方を本当に検討していただきたいと思います。

また、町民サービスの話ということになりますが、北見市では「書かない窓口」というのが今、最近はやり、はやりではないですけども進んでいるということで、申請書などを書かずにですね、住民票などが交付でき、窓口業務の効率化を図り、行政側も市民もメリットがある事業を行っていると思います。全国的に注目されている全国から毎年数多くの自治体が視察にも来ているようなのですが、訓子府町としてですね、隣の町がやっているという事業ですので、ぜひですね、窓口業務の効率化を図る研修や取り組みなどは検討していないのか伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 北見市の窓口システムの導入とか研修とかというご質問だったかと思いますが。北見市の窓口システムについては、いわゆる「書かない窓口」というふうに言われて、新聞では全国面で報道されてたりですとか、デジタル庁の担当大臣が視察に来ているというようなものでございまして、来庁者が窓口申請で申請書に何も書かないですとか、ワンストップでその場で終われるとかいうふうに利便性が非常に向上されると

いうふうに言われているんですけれども、これも先ほど来言っています費用対効果の面なんですけど、最近、導入した中核市で導入費用が1億5千万円以上かかっています。本町でいけば数千ワクラスというふうに試算しておりまして、特に財源がないというのがあります。ですので、ちょっと二の足を踏んでいるというような状況でございます。それと隣町ですので、いろんな話もできます。知っている職員もたくさんいますので、そういう人たちと情報交換しながら今後勉強していきたいなと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、支払いに来る窓口、それからいろんな申請書を出してもらって窓口業務があとあります。各課連携されていて、今、本当に職員の方は、この課に行けば必要な時は違う課に連れて行っていただけるということで、大変町民の皆さんにもやさしいサービスをしているなと思うんですが、もう一歩進んだですね、今、キャッシュレス化、それから窓口業務の効率化、そちらを図っていただけるようなシステムを作っていただきたいと思いますので、どうぞご検討のほうよろしく願いいたします。

最後にですね、このキャッシュレス化も含めた窓口業務について、町長から何かあればお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 今、谷口議員の方からコンビニでの支払いですとかキャッシュレスの関係です。これについてはですね、もうだいたい十数年前からもう検討してました。ただ、本町の場合ですね、非常に収納率が高いということもありまして、そういったコンビニ払いができるような仕組み作るにしても結構な経費が、コストがかかるということと、二の足を踏んでいたということと、それから時代が流れてきて、だんだん国の方でここにもありますように情報システムの標準化とか、共通化という動きが国の方で出てきたということで、システムの二重投資を防ぐために、今のところまだ検討段階にあるというお答えをさせていただいています。ただし、前向きに検討するという意味で捉えていただけて結構かと思えます。このキャッシュレスと自動車税なんかもですね、今もうクレジットで支払ったりというふうに非常に便利な時代になってきましたんで、まあ納税者の方についても、そういったやっぱりサービスが受けられるというのがもう普通の状況になってきていますんで、その点については前向きに検討させてもらいたいと思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 前向きに検討していただけるということですので、本当に町民のサービス、これからですね、いろんなサービスをしていただいて、よりよい窓口業務、それから支払いに対してのキャッシュレス決済の前向きなご検討をよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 副町長に答えていただきましたから、まさにですね、私のやり残した課題の中にいろいろな制度がありますと言いまして、その一つには、今こういったICTの問題やDXの問題がついてきてるということもあります。これを今すぐやれるかど

うかというよりも国の制度を見極めながら進めていくということですが、一方で忘れてならないのは西山議員や河端議員から質問が出てくるようなパソコン、スマートフォンをちよせない方々、あるいは窓口で対人でやっていくということもきっちり併用できるような状況をしなければ私は片手落ちだというふうに思いますので、いずれにしても谷口議員から提案のありましたさまざまな施策については前向きに近々の課題だというふうに私自身も捉えておりますので、お力添えをお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 8番、谷口武彦君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしくお願ひいたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時 2分